

江 東 区 公 報

目 次

◎条 例

地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例(50)	2
江東区児童館条例の一部を改正する条例(51)	3
江東区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(52)	3
江東区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(53)	4
江東区自転車の放置防止及び自転車駐車場の整備に関する条例の一部を改正する条例(54)	5
江東区指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例(55)	6

◎規 則

江東区国民健康保険条例の一部を改正する条例附則第2項に規定する規則で定める日を定める規則の一部を改正する規則(69)	7
江東区保育所等における保育に関する規則の一部を改正する規則(70)	7
江東区児童育成手当条例施行規則の一部を改正する規則(71)	12
江東区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則(72)	12
江東区中国残留邦人等に係る支援給付及び配偶者支援金事務取扱細則(73)	13
江東区特別区税条例施行規則の一部を改正する規則(74)	15
江東区職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則(75)	34

◎規 則（教）

江東区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則(18)	36
江東区立幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則(19)	36

江東区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則(20)	38
---------------------------------	----

◎訓 令（教）

江東区立幼稚園教育職員の旅費支給規程の一部改正(5)	39
江東区立学校職員服務取扱規程の一部改正(6)	39
江東区立学校職員出勤簿整理規程の全部改正(7)	40
江東区立学校職員の職務に専念する義務の免除に関する事務取扱規程の一部改正(8)	43

◎告 示

開発行為に関する工事の完了公告(344)	44
建築基準法第42条第1項第5号の規定に基づく道路位置の指定について(346)	44
建築基準法第42条第1項第5号の規定に基づく道路位置の指定について(348)	44
江東区児童館の指定管理者の指定について(349)	44
建築基準法第42条第1項第5号の規定に基づく道路位置指定について(350)	45
令和2年度補正予算の告示について(351)	45
江東区子ども家庭支援センターの指定管理者の指定について(353)	48
自動車臨時運行許可番号標の無効告示について(354)	49
保管自転車の処分について（令和2年12月上旬期）(355)	49
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則に基づく地方税関係手続に係る個人番号利用事務実施者が適当と認める書類等を定める件について(358)	49
令和2年度補正予算の告示について(359)	66
住民基本台帳法施行令第12条第4項に基づく住民票の職権消除について(363)	68

◎告 示（教）

令和2年第11回江東区教育委員会定例会の招集(26)	69
----------------------------	----

◎告 示（選）

江東区選挙執行規程の一部改正(7)	70
-------------------	----

◎区 議 会

区議会議決事項 72

(令和 2 年第 4 回定例会)

条

例

地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴う
関係条例の整理に関する条例を公布する。

令和 2 年 1 2 月 1 5 日

江東区長 山 崎 孝 明

◎江東区条例第 5 0 号

地方税法等の一部を改正する法律の施行に
伴う関係条例の整理に関する条例

(江東区清掃リサイクル条例の一部改正)

第 1 条 江東区清掃リサイクル条例(平成 1 1 年
1 2 月江東区条例第 3 4 号)の一部を次のよう
に改正する。

附則第 6 項中「特例基準割合(当該年の前年
に)」を「延滞金特例基準割合(平均貸付割合
(「に」に、「の規定により告示された割合」を
「に規定する平均貸付割合をいう。))」に改め、
「(以下この項において「特例基準割合適用
年」という。))」を削り、「当該特例基準割合
適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」
を「延滞金特例基準割合に」に改める。

(江東区国民健康保険条例の一部改正)

第 2 条 江東区国民健康保険条例(昭和 3 4 年 1
1 月江東区条例第 1 7 号)の一部を次のように
改正する。

付則第 2 条中「特例基準割合(当該年の前年
に)」を「延滞金特例基準割合(平均貸付割合
(「に」に、「の規定により告示された割合」を
「に規定する平均貸付割合をいう。))」に改め、
「(以下この条において「特例基準割合適用
年」という。))」を削り、「当該特例基準割合
適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」
を「延滞金特例基準割合に」に改める。

(江東区後期高齢者医療に関する条例の一部改
正)

第 3 条 江東区後期高齢者医療に関する条例(平
成 2 0 年 3 月江東区条例第 1 5 号)の一部を次
のように改正する。

附則第 3 条中「特例基準割合(当該年の前年
に)」を「延滞金特例基準割合(平均貸付割合
(「に」に、「の規定により告示された割合」を
「に規定する平均貸付割合をいう。))」に改め、
「(以下この条において「特例基準割合適用
年」という。))」を削り、「当該特例基準割合
適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」
を「延滞金特例基準割合に」に改める。

(江東区介護保険条例の一部改正)

第4条 江東区介護保険条例（平成12年3月江東区条例第62号）の一部を次のように改正する。

附則第7条中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。））」に改め、「（以下この条において「特例基準割合適用年」という。））」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。（経過措置）

2 第1条の規定による改正後の江東区清掃リサイクル条例附則第6項の規定、第2条の規定による改正後の江東区国民健康保険条例付則第2条の規定、第3条の規定による改正後の江東区後期高齢者医療に関する条例附則第3条の規定及び第4条の規定による改正後の江東区介護保険条例附則第7条の規定は、この条例の施行の日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

江東区児童館条例の一部を改正する条例を公布する。

令和2年12月15日

江東区長 山 崎 孝 明

◎江東区条例第51号

江東区児童館条例の一部を改正する条例
江東区児童館条例（昭和44年3月江東区条例第13号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「 江東区森下児童館
江東区古石場児童館
江東区塩浜児童館
江東区豊洲児童館
江東区辰巳児童館
江東区東陽児童館
江東区亀戸第三児童館
江東区大島児童館
江東区大島第二児童館
江東区小名木川児童館
江東区東砂児童館
江東区東砂第二児童館
江東区南砂児童館 」

を

「 江東区森下児童館
江東区古石場児童館
江東区塩浜児童館
江東区豊洲児童館
江東区辰巳児童館
江東区東陽児童館
江東区亀戸第三児童館
江東区大島児童館
江東区大島第二児童館
江東区東砂児童館
江東区東砂第二児童館
江東区南砂児童館 」

に改める。

別表第2中

「 江東区平野児童館
江東区東雲児童館
江東区千田児童館
江東区亀戸児童館
江東区亀戸第二児童館 」

を

「 江東区平野児童館
江東区東雲児童館
江東区千田児童館
江東区亀戸児童館
江東区亀戸第二児童館
江東区小名木川児童館 」

に改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

江東区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を公布する。

令和2年12月15日

江東区長 山 崎 孝 明

◎江東区条例第52号

江東区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

江東区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年10月江東区条例第25号）の一部を次のように改正する。

第2条第23号中「第43条第3項」を「第43条第2項」に改める。

第42条第4項中「特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確

保が著しく困難であると認める」を「次の各号のいずれかに該当する」に、「同号」を「第 1 項第 3 号」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 区長が、児童福祉法第 24 条第 3 項の規定による調整を行うに当たって、特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供を受けていた満 3 歳未満保育認定子どもを優先的に取り扱う措置その他の特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満 3 歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育・保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。
- (2) 特定地域型保育事業者による第 1 項第 3 号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を除く。）。

第 42 条第 5 項中「前項」の次に「（第 2 号に係る部分に限る。）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

江東区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を公布する。

令和 2 年 12 月 15 日

江東区長 山 崎 孝 明

◎江東区条例第 53 号

江東区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

江東区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年 10 月江東区条例第 26 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 号中「をいう。」の次に「以下この条において同じ。」を加え、同条に次の 4 項を加える。

- 2 区長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第 2 号の規定を適用しないこととすることができる。
 - (1) 家庭的保育事業者等と次項の連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。
 - (2) 次項の連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第 1 項第 2 号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

- (1) 当該家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 第 27 条に規定する小規模保育事業 A 型若しくは小規模保育事業 B 型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業 A 型事業者等」という。）
- (2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業 A 型事業者等と同等の能力を有すると区長が認める者

4 区長は、次のいずれかに該当するときは、第 1 項第 3 号の規定を適用しないこととすることができる。

- (1) 区長が、法第 24 条第 3 項の規定による調整を行うに当たって、家庭的保育事業者等による保育の提供を受けていた利用乳幼児を優先的に取り扱う措置その他の家庭的保育事業者等による保育の提供の終了に際して、利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育又は保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。
- (2) 家庭的保育事業者等による第 1 項第 3 号に掲げる事項に係る連携施設の確保が、著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を除く。）。

5 前項（第 2 号に該当する場合に限る。）の場合において、家庭的保育事業者等は、法第 59 条第 1 項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が 20 人以上のものに限る。）であって、区長が適当と認めるものを第 1 項第 3 号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

- (1) 子ども・子育て支援法第 59 条の 2 第 1 項の規定による助成を受けている者の設置する施設（法第 6 条の 3 第 12 項に規定する業務を目的とするものに限る。）
- (2) 法第 6 条の 3 第 12 項及び第 39 条第 1 項に規定する業務を目的とする施設であって、法第 6 条の 3 第 9 項第 1 号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けて

いるもの

第16条第1項中「次に掲げる」を「次の各号に掲げる」に改める。

第23条第2項第2号中「第34条の20第1項第4号」を「第34条の20第1項第3号」に改める。

第37条第4号中「場合」の次に「又は保護者の疾病、疲労その他の身体上、精神上若しくは環境上の理由により家庭において乳幼児を養育することが困難な場合」を加える。

第45条中「第6条第1号」を「第6条第1項第1号」に改め、同条に次の1項を加える。

2 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、法第6条の3第12項第2号に規定する事業を行うものであって、区長が適当と認めるもの（附則第3条において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。）については、第6条第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。

附則第3条中「家庭的保育事業者等」の次に「（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）」を加え、「5年」を「10年」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

江東区自転車の放置防止及び自転車駐車場の整備に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和2年12月15日

江東区長 山 崎 孝 明

◎江東区条例第54号

江東区自転車の放置防止及び自転車駐車場の整備に関する条例の一部を改正する条例

江東区自転車の放置防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和60年10月江東区条例第28号）の一部を次のように改正する。

目次中「第28条」を「第28条の3」に改める。

第1条中「自転車の」を「自転車及び自動二輪車の」に、「よつて」を「よって」に、「もつて」を「もって」に改める。

第2条中第5号を第6号とし、同条第4号中「自転車の」を「自転車及び自動二輪車の」に改め、「当該自転車」の次に「及び自動二輪車」を加え、同号を同条第5号とし、同条第3号中「限つて」を「限って」に改め、「設置される自転車」の次に「及び自動二輪車」を加え、同号を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

(3) 自動二輪車 道路交通法第3条に規定する大型自動二輪車（側車付きのものを除く。）及び普通自動二輪車（側車付きのものを除く。）をいう。

第3条及び第4条中「自転車の」を「自転車及び自動二輪車の」に改める。

第5条の見出し及び同条第1項中「自転車」の次に「及び自動二輪車」を加え、同条第2項中「自転車の利用者等は」を「自転車（原動機付自転車を除く。以下第9条において同じ。）の利用者等は」に改める。

第6条（見出しを含む。）中「自転車」の次に「及び自動二輪車」を加える。

第7条中「自転車の」を「自転車及び自動二輪車の」に改める。

第9条中「当たつて」を「当たって」に改める。

第14条第1項中「なつて」を「なつて」に改める。

第22条を削り、第21条第2号及び第3号中「自転車」の次に「及び自動二輪車」を加え、同条を第22条とする。

第20条を第21条とする。

第19条を削り、第18条中「区長」を「指定管理者」に改め、同条を第20条とする。

第17条を第18条とし、同条の次に次の1条を加える。

（指定管理者による管理）

第19条 区立自転車駐車場の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて、区長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせる。

2 前項の規定により指定管理者に行わせる業務は、次のとおりとする。

(1) 自転車及び自動二輪車の受入れに関すること。

(2) 区立自転車駐車場の利用に関すること。

(3) 区立自転車駐車場の施設、設備及び物品の保全（簡易な修繕及び整備を含む。）に関すること。

(4) 区立自転車駐車場の清掃その他環境整備に関すること。

(5) 前各号に規定する事務のほか、区長が特に必要があると認めること。

第16条第1項中「自転車の」を「自転車及び自動二輪車の」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（利用することができる自転車及び自動二輪車の

種別)

第 17 条 区立自転車駐車場を利用することができる自転車及び自動二輪車の種別については、区立自転車駐車場ごとに規則で定める。

第 23 条の見出し中「不適正利用自転車」の次に「及び自動二輪車」を加え、同条第 1 項各号列記以外の部分中「該当する自転車」の次に「又は自動二輪車」を加え、同項第 1 号及び第 2 号中「自転車」の次に「又は自動二輪車」を加え、同項第 3 号中「自転車」の次に「若しくは自動二輪車」を加え、「はって」を「貼って」に改め、同条第 2 項中「第 15 条第 1 項及び第 2 項並びに」を「第 15 条及び」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、第 15 条及び第 15 条の 2 中「自転車」とあるのは「自転車又は自動二輪車」と読み替えるものとする。

第 23 条第 3 項を削る。

第 26 条第 1 項中「規則で定める」を「設けないうものとする」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、指定管理者は、区立自転車駐車場の管理上必要と認めるときは、臨時に休場日を設けることができる。

第 26 条第 2 項を削る。

第 27 条を削る。

第 28 条第 2 項中「時間利用にあっては利用開始から 24 時間以内 300 円を、1 日利用にあっては日額 150 円（原動機付自転車にあっては 300 円）を、定期利用にあっては月額 2,000 円（原動機付自転車にあっては 4,000 円）」を「別表第 3 に定める額」に改め、同条を第 27 条とし、同条の次に次の 3 条を加える。

(利用料金の減免)

第 28 条 指定管理者は、規則で定める場合は、利用料金を減額し、又は免除することができる。
(利用料金の還付)

第 28 条の 2 既に支払われた利用料金は、還付しない。ただし、規則で定める場合又は指定管理者が特別の理由があると認める場合は、その全部又は一部を還付することができる。

(利用の取消し等)

第 28 条の 3 指定管理者は、区立自転車駐車場を利用する者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用の承認を取り消し、又は利用を制限し、若しくは停止することができる。

(1) 偽りその他不正な手段により利用の承認を受けたとき。

(2) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(3) 利用の条件に違反し、又は指定管理者の指示に従わないとき。

2 指定管理者は、前項の規定により利用の承認を取り消し、又はその利用を制限し、若しくは停止した場合は、速やかに区長に報告しなければならない。

3 区長は、第 1 項の規定によるもののほか、必要と認めるときは、利用の承認を取り消し、又はその利用を制限し、若しくは停止することができる。

第 37 条第 2 項中「あつた」を「あった」に改める。

第 42 条第 1 項中「従わなかった」を「従わなかった」に改める。

別表第 1 中「第 15 条の 2」の次に「、第 23 条」を、「自転車」及び「原動機付自転車」の次に「及び自動二輪車」を加える。

次に次の 1 表を加える。

別表第 3 (第 27 条関係)

利用区分		金額
時間利用	自転車	利用開始から 24 時間以内 300 円
	自動二輪車	利用開始から 24 時間以内 400 円
1 日利用	自転車（原動機付自転車を除く。）	日額 150 円
	原動機付自転車	日額 300 円
	自動二輪車	日額 400 円
定期利用	自転車（原動機付自転車を除く。）	日額 2,000 円
	原動機付自転車	日額 4,000 円
	自動二輪車	日額 6,000 円

附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

江東区指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和 2 年 12 月 15 日

江東区長 山 崎 孝 明

◎江東区条例第 55 号

江東区指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

江東区指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準に関する条例（平成 30 年 3 月江東区条

例第21号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「主任介護支援専門員」の次に「（以下この項において「主任介護支援専門員」という。）」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を前項に規定する管理者とすることができる。

附則第2項中「平成33年3月31日」を「令和9年3月31日」に改め、附則に次の1項を加える。

3 令和3年4月1日以後における前項の規定の適用については、前項中「、第6条」とあるのは「令和3年3月31日までに介護保険法第46条第1項の指定を受けている事業所（同日において当該事業所における第6条第1項に規定する管理者（以下この項において「管理者」という。）が、介護保険法施行規則第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員でないものに限る。）については、第6条」と、「介護支援専門員（介護保険法施行規則第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員を除く。）を第6条第1項に規定する」とあるのは「引き続き、令和3年3月31日における管理者である介護支援専門員を」とする。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定及び附則に1項を加える改正規定は、公布の日から施行する。

規

則

江東区国民健康保険条例の一部を改正する条例附則第2項に規定する規則で定める日を定める規則の一部を改正する規則を公布する。

令和2年12月15日

江東区長 山 崎 孝 明

◎江東区規則第69号

江東区国民健康保険条例の一部を改正する条例附則第2項に規定する規則で定める日を定める規則の一部を改正する規則

江東区国民健康保険条例の一部を改正する条例附則第2項に規定する規則で定める日を定める規則（令和2年9月江東区規則第68号）の一部を次のように改正する。

本則中「令和2年12月31日」を「令和3年3月31日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

江東区保育所等における保育に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和2年12月28日

江東区長 山 崎 孝 明

◎江東区規則第70号

江東区保育所等における保育に関する規則の一部を改正する規則

江東区保育所等における保育に関する規則（平成10年3月江東区規則第21号）の一部を次のように改正する。

別記第2号様式を次のように改める。

年度 保育所等 利用申込書 (11 転所)

※ 申請児童が3名以上の場合にはコピーしてお使いください。

(※3) ト及びロは3人以上同時申込では選択できません。入選のしおりに、詳しくないで申込る集会の選択方法の説明があります。

家庭状況届

★区ホームページにエクセル形式のファイル、記載例及び記載方法の解説動画を掲載しています★

教育・保育給付認定の申請及び保育所等の利用を申込み理由について、それぞれ該当する□にチェックをし、必要事項をご記入ください。

※ 就労事由で利用申込みを行う場合、原則として、就労証明書等の記載内容に基づき、指数付けを行います。

事由		父 の 状 況		事由		母 の 状 況	
就 労	外勤	勤務形態	☐ 正規社員 ☐ 派遣社員 ☐ 非常勤 ☐ 契約社員 ☐ パート ☐ その他()	就 労	外勤	勤務形態	☐ 正規社員 ☐ 派遣社員 ☐ 非常勤 ☐ 契約社員 ☐ パート ☐ その他()
		育児休業中	年 月 日 復職予定			育児休業中	年 月 日 復職予定
		短時間勤務	取得予定 ☐ 有 ☐ 無 勤務時間 時 分 ～ 時 分 ※ 短時間勤務で取得予定の時間をご記入ください。			短時間勤務	取得予定 ☐ 有 ☐ 無 勤務時間 時 分 ～ 時 分 ※ 短時間勤務で取得予定の時間をご記入ください。
		単身赴任	☐ 赴任中・予定有 ☐ 無			単身赴任	☐ 赴任中・予定有 ☐ 無
		転職・離職予定	☐ 有 ☐ 無 離職(予定)日 年 月 日			転職・離職予定	☐ 有 ☐ 無 離職(予定)日 年 月 日
事業形態	☐ 中心者 ☐ 協力者	事業形態	☐ 中心者 ☐ 協力者				
求職	☐ 就労内定 ☐ 未定 (☐ 正規社員 ☐ 派遣社員 ☐ 非常勤 ☐ 契約社員 ☐ パート ☐ その他())	求職	☐ 就労内定 ☐ 未定 (☐ 正規社員 ☐ 派遣社員 ☐ 非常勤 ☐ 契約社員 ☐ パート ☐ その他())				
出産		出産	予定日 年 月 日				
疾病	☐ 入院 (年 月 日から) ☐ 通院 (1か月に 日又は1週間に 日) ☐ 自宅療養 (年 月 日から)	疾病	☐ 入院 (年 月 日から) ☐ 通院 (1か月に 日又は1週間に 日) ☐ 自宅療養 (年 月 日から)				
障心害身	☐ 手帳有 ☐ 手帳無 手帳名・等級() 手帳 級・度	障心害身	☐ 手帳有 ☐ 手帳無 手帳名・等級() 手帳 級・度				
介護施設	☐ 入院 ☐ 通院 ☐ 自宅療養 ※ 被介護者は ☐ 同居の ☐ 別居の 続柄(申請児童からみた) ... 氏名 ...	介護施設	☐ 入院 ☐ 通院 ☐ 自宅療養 ※ 被介護者は ☐ 同居の ☐ 別居の 続柄(申請児童からみた) ... 氏名 ...				
進学	☐ 職業訓練校 ☐ その他の学校 ☐ 大学・大学院 () ☐ 高校・高等専門学校 在学(予定)期間 年 月 日 ～ 年 月 日	進学	☐ 職業訓練校 ☐ その他の学校 ☐ 大学・大学院 () ☐ 高校・高等専門学校 在学(予定)期間 年 月 日 ～ 年 月 日				
不存在	年 月 日から下記の理由で不存在 ☐ 死別 ☐ 離婚 ☐ 未婚(婚姻したことがない) ☐ 離婚調停中 ☐ その他の理由() 児童扶養手当 ☐ 受給中 ☐ 受給していない	不存在	年 月 日から下記の理由で不存在 ☐ 死別 ☐ 離婚 ☐ 未婚(婚姻したことがない) ☐ 離婚調停中 ☐ その他の理由() 児童扶養手当 ☐ 受給中 ☐ 受給していない				

申込以降に引越し予定がある場合	転居先住所	引越予定日 年 月 日
-----------------	-------	-------------

生活保護の状況	☐ 受けていない ☐ 申請中 ☐ 受けている (年 月 日 から受給)
---------	--

氏 名		生 年 月 日	年齢※1	居住状況	住所、または不存在理由	職 業 等	
祖父母の状況	父 方	祖父	年 月 日	☐ 同居 ☐ 別居 ☐ 不存在	※1 父方の保護は継続し、子母方の保護は放棄(死亡等)を要し	☐ 就労 ☐ 無職 ☐ 疾病 ☐ 他()	
		祖母	年 月 日	☐ 同居 ☐ 別居 ☐ 不存在	※2 母方の保護は継続し、不在年の場合に注釈(児童等)を要し	☐ 就労 ☐ 無職 ☐ 疾病 ☐ 他()	
	母 方	祖父	年 月 日	☐ 同居 ☐ 別居 ☐ 不存在	※1 母方の保護は継続し、子母方の保護は放棄(死亡等)を要し	☐ 就労 ☐ 無職 ☐ 疾病 ☐ 他()	
		祖母	年 月 日	☐ 同居 ☐ 別居 ☐ 不存在	※2 父方の保護は継続し、不在年の場合に注釈(児童等)を要し	☐ 就労 ☐ 無職 ☐ 疾病 ☐ 他()	
児童(申請児童を除く児童)※2	氏 名		生 年 月 日	年齢※1	申請児童からみた続柄	居住状況	職業・学校・保育園名等
			年 月 日		☐ 兄 ☐ 姉 ☐ 弟 ☐ 妹 ☐ その他()	☐ 同居 ☐ 別居	
			年 月 日		☐ 兄 ☐ 姉 ☐ 弟 ☐ 妹 ☐ その他()	☐ 同居 ☐ 別居	
			年 月 日		☐ 兄 ☐ 姉 ☐ 弟 ☐ 妹 ☐ その他()	☐ 同居 ☐ 別居	
			年 月 日		☐ 兄 ☐ 姉 ☐ 弟 ☐ 妹 ☐ その他()	☐ 同居 ☐ 別居	

※1 年齢…祖父母の状況及び申請児童を除く扶養児童についての年齢は、入園希望月1日時点での年齢をご記入ください。

※2 申請児童を除く扶養児童のうち、区外に別居中の児童がいる場合は、別途書類が必要となる場合がありますので入園係まで直接お問い合わせください。

児童の健康状況申告書 (年 月 日記入)

児童名 歳 か月 (記入日時点)

先天性の病気や慢性疾患及び発育・発達の相談等で、病院や施設に通っていますか。	いいえ	はい
「はい」の場合 病名、障害名等: () (病院名・施設名: 墨東・東部療育・CoCo・親子教室・その他 受診: 年・月・週に()回)		
先天性の病気や慢性疾患による医療的ケアがありますか	いいえ	はい
「はい」の場合の医療的ケアの内容 ①口腔内の喀痰吸引 ②鼻腔内の喀痰吸引 ③気管カニューレ内の喀痰吸引 ④経管栄養 ⑤ その他()		
障害者手帳等の交付を受けていますか。	いいえ	はい
種別【身体・愛の手帳(療育)・精神】	等級【	級(度) 級(度)】
アレルギー疾患と診断されていますか	いいえ	はい
「はい」の場合 ①気管支喘息 ②アレルギー性鼻炎(花粉症) ③アレルギー性結膜炎(花粉症) ④アトピー性皮膚炎 ⑤食物アレルギー() ⑥その他()		
心身、言語等の発達において気になることがありますか	いいえ	はい
「はい」の場合どんなことですか []		
① 生まれた時の状況は	正常 帝王切開 吸引 早産 仮死	
② 生まれた時の体重は	2000g以上 (g)	2000g未満 (g)
③ 生まれたのは妊娠何週でしたか	36週以上 (週)	36週未満 (週)
※②で2000g未満、または③で36週未満だった方のみ回答	現在の身長(cm)・体重(g)	
④ 首がすわったのはいつ頃ですか	月齢5か月未満 (月・まだ)	月齢5か月以降 (月・まだ)
⑤ ひとりずわりができるようになったのはいつ頃ですか	月齢9か月未満 (月・まだ)	月齢9か月以降 (月・まだ)
《記入日時点で1歳6か月以上のお子様については、以下の⑥～⑪もご回答ください。》		
⑥ 歩きはじめたのはいつ頃ですか	月齢1歳6か月未満 (月・まだ)	月齢1歳6か月以降 (月・まだ)
⑦ 理由なく突然たいたり、かみついたり奇声をあげたりしますか	いいえ	はい
⑧ 生活に支障をきたす程、特定のことにこだわりますか(数字・図形・水遊び・食べ物・回るものなど)	いいえ	はい
⑨ 次のことを極端に嫌がりますか(人に触れられる・大きな音など)	いいえ	はい
⑩ 後追いをしますか(しましたか)	はい	いいえ
⑪ 名前を呼ばれたら返事しますか(呼ばれたことが分かり反応する)	はい	いいえ
⑫ 意味のある単語(物の名称など)を話しますか	はい	いいえ
⑬ 話しかけられた人と目を合わせますか	はい	いいえ
⑭ 簡単な指示を理解できますか(「～チョウダイ」「マッテテネ」など)	はい	いいえ
⑮ 危険な行爲を、大人の表情や簡単な言葉かけでやめる事ができますか	はい	いいえ
⑯ あいさつ・返事など生活や遊びに必要な言葉を使えますか	はい	いいえ
⑰ ほかに子どもや周囲に関心を示しますか	はい	いいえ
下記に同意の上、口にチェックをし、ご署名をお願いいたします。 ☐ 「児童の健康状況申告書」を入園が内定した園等に通知することに同意します。 ☐ 記入内容に偽り等が判明した場合は、入園を取り消されても異議ありません。 年 月 日 保護者署名 _____		

※本申告書は、申込児童1名につき1面を使用してください。申込児童が2名ならば、表面・裏面を、3名以上の場合は本紙をコピーしてご使用ください。

(区使用欄)

聞き取り 有・無
入力 有・無

年 月 日

同意書

下記の者は、江東区保育所等における保育に関する規則第6条に基づく事務手続を処理するために限って、 年度の地方税関係情報について取得することに同意します。

なお、本書の複写は無効であり、本書の提出の際の事務処理に限り同意することを中心とします。

記

同 意 者	申込児童との続柄	
	フリガナ	
	氏名	
	生年月日	
同 意 者	年1月1日現在の住所	
	申込児童との続柄	
	フリガナ	
	氏名	
同 意 者	生年月日	
	年1月1日現在の住所	
	申込児童との続柄	
	フリガナ	
同 意 者	氏名	
	生年月日	
	年1月1日現在の住所	
	申込児童との続柄	

記載要領

- 1 同意する者が自ら署名を行うこと。
- 2 代理人が署名する場合、本人から委任状をとること。
- 3 申請書等に同意が必要な者の住所を記入している場合、住所の記入は省略してもよい。
- 4 同意が必要な者の数が署名欄より多い場合は欄外に記載して差し支えない。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の江東区保育所等における保育に関する規則の別記様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

江東区児童育成手当条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 2 年 1 2 月 2 8 日

江東区長 山 崎 孝 明

◎江東区規則第 7 1 号

江東区児童育成手当条例施行規則の一部を改正する規則

江東区児童育成手当条例施行規則（昭和 4 6 年 1 0 月江東区規則第 4 0 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の 4 第 1 項中「総所得金額」の次に「（所得税法第 2 8 条第 1 項に規定する給与所得又は同法第 3 5 条第 3 項に規定する公的年金等に係る所得を有する場合には、同法第 2 8 条第 2 項の規定により計算した金額及び同法第 3 5 条第 2 項第 1 号の規定により計算した金額の合計額から 1 0 万円を控除して得た金額（当該金額が零を下回る場合には、零とする。）と同項第 2 号の規定により計算した金額とを合算した額を当該給与所得の金額及び同条第 1 項に規定する雑所得の金額の合計額として計算するものとする。）」を加え、「山林所得金額、同法」を「山林所得金額、地方税法」に改め、同条第 2 項第 3 号を次のように改める。

- (3) 地方税法第 3 1 4 条の 2 第 1 項第 8 号に規定する控除を受けた者 2 7 万円

第 2 条の 4 第 2 項第 4 号中「その控除の対象となった勤労学生 1 人につき」を削り、同号を同項第 5 号とし、同項第 3 号の次に次の 1 号を加える。

- (4) 地方税法第 3 1 4 条の 2 第 1 項第 8 号の 2 に規定する控除を受けた者 3 5 万円

第 4 条第 1 0 号を削る。

第 1 1 条第 1 項第 5 号中「第 4 条第 8 号から第 1 0 号までのいずれか」を「第 4 条第 8 号又は第 9 号」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。
(経過措置)

- 2 この規則による改正後の江東区児童育成手当条例施行規則第 2 条の 4 の規定は、令和 3 年 6 月以後の月分の児童育成手当の支給について適用し、同年 5 月以前の月分の児童育成手当の支給については、なお従前の例による。

江東区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 2 年 1 2 月 2 8 日

江東区長 山 崎 孝 明

◎江東区規則第 7 2 号

江東区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則

江東区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則（平成元年 1 2 月江東区規則第 1 0 7 号）の一部を次のように改正する。

第 1 2 条第 1 項中「除く」を「除き、所得税法（昭和 4 0 年法律第 3 3 号）第 2 8 条第 1 項に規定する給与所得又は同法第 3 5 条第 3 項に規定する公的年金等に係る所得を有する場合には、同法第 2 8 条第 2 項の規定により計算した金額及び同法第 3 5 条第 2 項第 1 号の規定により計算した金額の合計額から 1 0 万円を控除して得た金額（当該金額が零を下回る場合には、零とする。）と同項第 2 号の規定により計算した金額とを合算した額を当該給与所得の金額及び同条第 1 項に規定する雑所得の金額の合計額として計算するものとする」に、「山林所得金額、同法」を「山林所得金額、地方税法」に改め、同条第 2 項第 3 号を次のように改める。

- (3) 当該年度分の道府県民税につき、地方税法第 3 4 条第 1 項第 8 号に規定する控除を受けた者（父又は母を除く。）については、2 7 万円

第 1 2 条第 2 項中第 5 号を第 6 号とし、第 4 号を第 5 号とし、第 3 号の次に次の 1 号を加える。

- (4) 当該年度分の道府県民税につき、地方税法第 3 4 条第 1 項第 8 号の 2 に規定する控除を受けた者（父又は母を除く。）については、3 5 万円

第 1 3 条中「所得税法（昭和 4 0 年法律第 3 3 号）」を「所得税法」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則による改正後の江東区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則第 1 2

条の規定は、令和4年1月1日以後の療養に係る医療費の助成について適用し、令和3年12月31日以前の療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

江東区中国残留邦人等に係る支援給付及び配偶者支援金事務取扱細則の一部を改正する規則を公布する。

令和2年12月28日

江東区長 山 崎 孝 明

◎江東区規則第73号

江東区中国残留邦人等に係る支援給付及び配偶者支援金事務取扱細則の一部を改正する規則

江東区中国残留邦人等に係る支援給付及び配偶者支援金事務取扱細則（平成20年3月江東区規則第25号）の一部を次のように改正する。

第13条中「法第78条の2第1項の規定による支援給付費から法第78条の規定」を「保護法第78条の2第1項又は第2項の規定により支援給付費から保護法第77条の2第1項」に、「徴収金充当申出書」を「徴収金充当申出書（生活保護法第77条の2第1項の規定に基づく徴収金の場合）」に改め、同条に次の1項を加える。

2 保護法第78条の2第1項又は第2項の規定により支援給付費から保護法第78条第1項に基づく徴収金の支払に充てる旨の申出は、徴収金充当申出書（生活保護法第78条第1項の規定に基づく徴収金の場合）（別記第39号様式）による。

別記第38号様式を次のように改める。

別記第 3 8 号様式 (第 1 3 条関係)

徴収金充当申出書 (生活保護法第 7 7 条の 2 第 1 項の規定に基づく徴収金の場合)

私は、 年 月分からの支援給付金品 (支援給付費 (金銭給付されるものに限る。)) をいう。
以下同じ。) より、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第 1 4
条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 7 8 条の 2 の規定に基づき、

毎月 円を 年 月 日付費用決定通知による生活保護法第 7 7 条の 2 第 1 項
の規定に基づく徴収金の支払いに充てることを申し出ます。

なお、申出の撤回又は申出内容の変更を行わない限りにおいて、本申出に基づき、徴収金を全て納付
するまで支援給付金品から支払いに充てるものとします。

年 月 日

住所

氏名

印

江東区福祉事務所長 殿

別記第 3 8 号様式の次に次の 1 様式を加える。

別記第39号様式（第13条関係）

徴収金充当申出書（生活保護法第78条第1項の規定に基づく徴収金の場合）

私は、不実の申告など不正の手段により支援給付の支給を受けた場合は、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第78条の2の規定に基づき、交付される支援給付金品（支援給付費（金銭給付されるものに限る。）をいう。以下同じ。）の額から、法第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第78条第1項の規定に基づく徴収金のうち貴福祉事務所と協議し定める額について、当該支援給付金品の交付期日をもって支払に充てる旨を下記の内容について確認した上で、申し出ます。

なお、申出の撤回又は申出内容の変更を行わない限りにおいて、本申出に基づき、徴収金を全て納付するまで支援給付金品から支払いに充てるものとします。

記

- 1 支援給付制度は、全額公費によってその財源が賄われていることから、不正受給はあってはならない。不正受給があった場合、法第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第78条第1項の規定に基づく徴収金は、必ず全額支払わなければならないものであること
- 2 不正をしようとする意思がなくても、申告漏れがたび重なる場合は「不実の申告」と支援給付の実施機関に判断される場合があること。
- 3 徴収金の支払いに際して、一括して納付することが困難な場合には、家計の節約に努め、本申出の方法により支援給付金品から支払いに充てること。

年 月 日

住所

氏名

印

江東区福祉事務所長 殿

年 月 日

私は、本申出に基づき 年 月分からの支援給付金品より毎月 円を 年 月 日付費用徴収決定通知による法第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第78条第1項の規定に基づく徴収金の支払いに充てるものとします。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の江東区中国残留邦人等に係る支援給付及び配偶者支援金事務取扱細則の別記様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、

なお使用することができる。

江東区特別区税条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和2年12月28日

江東区長 山 崎 孝 明

◎江東区規則第74号

江東区特別区税条例施行規則の一部を改正

する規則

江東区特別区税条例施行規則（昭和 40 年 3 月江東区規則第 14 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の 2 中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「第 3 条第 1 項」を「第 6 条第 1 項」に改める。

第 5 条の表中

「 (6) 配偶者控除・扶養控除申請書（令第 46 条の 3 第 1 項及び第 46 条の 3 の 2 第 1 項の申請書） 」	第 6 号の 4 様式
--	-------------

を「 (6) 配偶者控除・扶養控除申請書（令第 46 条の 3 第 1 項及び第 46 条の 4 第 1 項の申請書） 」	別記第 6 号の 4 様式
---	---------------

に、「 (8) 給与支払報告に係る給与所得者異動届出書（法第 317 条の 6 第 2 項の規定によって提出すべき届出書） 」	第 6 号の 6 様式
(9) 特別徴収に係る給与所得者異動届出書（法第 321 条の 5 第 3 項の規定によって提出すべき届出書）	
(10) 給与所得に係る特別徴収の継続申請書（条例第 32 条第 3 項の規定により提出する申請書）	第 6 号の 8 様式

を「 (8) 給与支払報告に係る給与所得者異動届出書（法第 317 条の 6 第 2 項の規定によって提出すべき届出書） 」	別記第 6 号の 6 様式
(9) 特別徴収に係る給与所得者異動届出書（法第 321 条の 5 第 3 項の規定によって提出すべき届出書）	
(10) 給与所得に係る特別徴収の継続申請書（条例第 32 条第 4 項の規定により提出する申請書）	

に改める。

別記第 6 号様式（甲）（第 5 条関係）

第 16 条（見出しを含む。）中「かかる」を「係る」に改め、

「 (1) 督促状 」	第 27 号様式
(2) 督促状（法第 328 条の 5 第 1 項に規定する特別徴収義務者に対する督促状）	第 27 号の 2 様式

を「 (1) 督促状（法第 329 条第 1 項に規定する納税者に対する督促状） 」	別記第 27 号様式
(2) 督促状（法第 329 条第 1 項に規定する特別徴収義務者に対する督促状）	別記第 27 号の 2 様式

に改め、同条の表中(9)の項を(11)の項とし、(3)の項から(8)の項までを 2 項ずつ繰り下げ、(2)の項の次に次のように加える。

(3) 督促状（法第 485 条に規定する納税者に対する督促状）	別記第 27 号の 3 様式
(4) 督促状（法第 701 条の 16 に規定する納税義務者に対する督促状）	別記第 27 号の 4 様式

第 25 条第 3 項中「第 16 条の 3 第 7 項または第 8 項」を「第 16 条の 3 第 8 項又は第 9 項」に改める。

第 36 条の見出しを「（犯則事件の手続）」に改め、同条中「国税犯則取締法（明治 33 年法律第 67 号）に基づく手続の例」を「法第 1 章第 16 節に定めるところ」に改める。

別記第 6 号様式（甲）を次のように改める。

● 日本経済の発展に貢献した企業は、

3 所得から差し引かれる金額に関する事項 (収入がなかった方で①～④のいずれにも該当しない方は、以下の記入は不要です。)

17

6 給与所得の内訳

(給与所得の計算に当たっては、給与所得控除後の金額を収入として記入してください。)

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100	101	102	103	104	105	106	107	108	109	110	111	112	113	114	115	116	117	118	119	120	121	122	123	124	125	126	127	128	129	130	131	132	133	134	135	136	137	138	139	140	141	142	143	144	145	146	147	148	149	150	151	152	153	154	155	156	157	158	159	160	161	162	163	164	165	166	167	168	169	170	171	172	173	174	175	176	177	178	179	180	181	182	183	184	185	186	187	188	189	190	191	192	193	194	195	196	197	198	199	200	201	202	203	204	205	206	207	208	209	210	211	212	213	214	215	216	217	218	219	220	221	222	223	224	225	226	227	228	229	230	231	232	233	234	235	236	237	238	239	240	241	242	243	244	245	246	247	248	249	250	251	252	253	254	255	256	257	258	259	260	261	262	263	264	265	266	267	268	269	270	271	272	273	274	275	276	277	278	279	280	281	282	283	284	285	286	287	288	289	290	291	292	293	294	295	296	297	298	299	300	301	302	303	304	305	306	307	308	309	310	311	312	313	314	315	316	317	318	319	320	321	322	323	324	325	326	327	328	329	330	331	332	333	334	335	336	337	338	339	340	341	342	343	344	345	346	347	348	349	350	351	352	353	354	355	356	357	358	359	360	361	362	363	364	365	366	367	368	369	370	371	372	373	374	375	376	377	378	379	380	381	382	383	384	385	386	387	388	389	390	391	392	393	394	395	396	397	398	399	400	401	402	403	404	405	406	407	408	409	410	411	412	413	414	415	416	417	418	419	420	421	422	423	424	425	426	427	428	429	430	431	432	433	434	435	436	437	438	439	440	441	442	443	444	445	446	447	448	449	450	451	452	453	454	455	456	457	458	459	460	461	462	463	464	465	466	467	468	469	470	471	472	473	474	475	476	477	478	479	480	481	482	483	484	485	486	487	488	489	490	491	492	493	494	495	496	497	498	499	500	501	502	503	504	505	506	507	508	509	510	511	512	513	514	515	516	517	518	519	520	521	522	523	524	525	526	527	528	529	530	531	532	533	534	535	536	537	538	539	540	541	542	543	544	545	546	547	548	549	550	551	552	553	554	555	556	557	558	559	560	561	562	563	564	565	566	567	568	569	570	571	572	573	574	575	576	577	578	579	580	581	582	583	584	585	586	587	588	589	590	591	592	593	594	595	596	597	598	599	600	601	602	603	604	605	606	607	608	609	610	611	612	613	614	615	616	617	618	619	620	621	622	623	624	625	626	627	628	629	630	631	632	633	634	635	636	637	638	639	640	641	642	643	644	645	646	647	648	649	650	651	652	653	654	655	656	657	658	659	660	661	662	663	664	665	666	667	668	669	670	671	672	673	674	675	676	677	678	679	680	681	682	683	684	685	686	687	688	689	690	691	692	693	694	695	696	697	698	699	700	701	702	703	704	705	706	707	708	709	710	711	712	713	714	715	716	717	718	719	720	721	722	723	724	725	726	727	728	729	730	731	732	733	734	735	736	737	738	739	740	741	742	743	744	745	746	747	748	749	750	751	752	753	754	755	756	757	758	759	760	761	762	763	764	765	766	767	768	769	770	771	772	773	774	775	776	777	778	779	780	781	782	783	784	785	786	787	788	789	790	791	792	793	794	795	796	797	798	799	800	801	802	803	804	805	806	807	808	809	810	811	812	813	814	815	816	817	818	819	820	821	822	823	824	825	826	827	828	829	830	831	832	833	834	835	836	837	838	839	840	841	842	843	844	845	846	847	848	849	850	851	852	853	854	855	856	857	858	859	860	861	862	863	864	865	866	867	868	869	870	871	872	873	874	875	876	877	878	879	880	881	882	883	884	885	886	887	888	889	890	891	892	893	894	895	896	897	898	899	900	901	902	903	904	905	906	907	908	909	910	911	912	913	914	915	916	917	918	919	920	921	922	923	924	925	926	927	928	929	930	931	932	933	934	935	936	937	938	939	940	941	942	943	944	945	946	947	948	949	950	951	952	953	954	955	956	957	958	959	960	961	962	963	964	965	966	967	968	969	970	971	972	973	974	975	976	977	978	979	980	981	982	983	984	985	986	987	988	989	990	991	992	993	994	995	996	997	998	999	1000	1001	1002	1003	1004	1005	1006	1007	1008	1009	1010	1011	1012	1013	1014	1015	1016	1017	1018	1019	1020	1021	1022	1023	1024	1025	1026	1027	1028	1029	1030	1031	1032	1033	1034	1035	1036	1037	1038	1039	1040	1041	1042	1043	1044	1045	1046	1047	1048	1049	1050	1051	1052	1053	1054	1055	1056	1057	1058	1059	1060	1061	1062	1063	1064	1065	1066	1067	1068	1069	1070	1071	1072	1073	1074	1075	1076	1077	1078	1079	1080	1081	1082	1083	1084	1085	1086	1087	1088	1089	1090	1091	1092	1093	1094	1095	1096	1097	1098	1099	1100	1101	1102	1103	1104	1105	1106	1107	1108	1109	1110	1111	1112	1113	1114	1115	1116	1117	1118	1119	1120	1121	1122	1123	1124	1125	1126	1127	1128	1129	1130	1131	1132	1133	1134	1135	1136	1137	1138	1139	1140	1141	1142	1143	1144	1145	1146	1147	1148	1149	1150	1151	1152	1153	1154	1155	1156	1157	1158	1159	1160	1161	1162	1163	1164	1165	1166	1167	1168	1169	1170	1171	1172	1173	1174	1175	1176	1177	1178	1179	1180	1181	1182	1183	1184	1185	1186	1187	1188	1189	1190	1191	1192	1193	1194	1195	1196	1197	1198	1199	1200	1201	1202	1203	1204	1205	1206	1207	1208	1209	1210	1211	1212	1213	1214	1215	1216	1217	1218	1219	1220	1221	1222	1223	1224	1225	1226	1227	1228	1229	1230	1231	1232	1233	1234	1235	1236	1237	1238	1239	1240	1241	1242	1243	1244	1245	1246	1247	1248	1249	1250	1251	1252	1253	1254	1255	1256	1257	1258	1259	1260	1261	1262	1263	1264	1265	1266	1267	1268	1269	1270	1271	1272	1273	1274	1275	1276	1277	1278	1279	1280	1281	1282	1283	1284	1285	1286	1287	1288	1289	1290	1291	1292	1293	1294	1295	1296	1297	1298	1299	1300	1301	1302	1303	1304	1305	1306	1307	1308	1309	1310	1311	1312	1313	1314	1315	1316	1317	1318	1319	1320	1321	1322	1323	1324	1325	1326	1327	1328	1329	1330	1331	1332	1333	1334	1335	1336	1337	1338	1339	1340	1341	1342	1343	1344	1345	1346	1347	1348	1349	1350	1351	1352	1353	1354	1355	1356	1357	1358	1359	1360	1361	1362	1363	1364	1365	1366	1367	1368	1369	1370	1371	1372	1373	1374	1375	1376	1377	1378	1379	1380	1381	1382	1383	1384	1385	1386	1387	1388	1389	1390	1391	1392	1393	1394	1395	1396	1397	1398	1399	1400	1401	1402	1403	1404	1405	1406	1407	1408	1409	1410	1411	1412	1413	1414	1415	1416	1417	1418	1419	1420	1421	1422	1423	1424	1425	1426	1427	1428	1429	1430	1431	1432	1433	1434	1435	1436	1437	1438	1439	1440	1441	1442	1443	1444	1445	1446	1447	1448	1449	1450	1451	1452	1453	1454	1455	1456	1457	1458	1459	1460	1461	1462	1463	1464	1465	1466	1467	1468	1469	1470	1471	1472
---	---	---	---	---	---	---	---	---	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------

※ 摘要に前段分の加算額、支払者等を記入してください。

別記第16号の2様式(第14条関係)
(表)

特別区民税 都 民 税		納税通知書(分離課税に係る所得割分)						
第 号	氏 名	殿						
納 税 者	住 所							
年								
普 通 税	特 別 区 民 税	百	十	万	千	百	十	円
上 記 の 明 細								
区 分	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額	税 額 ①	既に徴収された又は徴収されるべき額②		不足税額①－②			
特別区民税								
都 民 税								
計								
延 滞 金	地方税法第328条の5第2項の納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額(1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。)に年14.6パーセント(納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合(当該年の前年に和税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合(以下「延滞金特例基準割合」という。))が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあってはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とします。)を乗じて計算した金額。この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。							
納 期 限								
納 付 場 所								
上記のとおり納めてください。 年 月 日 江東区長 ㊟								

※注意 裏面をよくお読みください。

- 備考 1 この通知書は、法第328条の13第1項の規定による普通徴収について使用すること。
- 2 繰上徴収の方法により徴収する場合には、「上記のとおり納めてください。」にかえて「地方税法第13条の2第1項の規定により繰上徴収しますので、上記納期限にかかわらず、年 月 日までに納めてください。」と記載すること。

(裏)

1 地方税法第50条の8及び第328条の13並びに区税条例第36条の14の規定により2ヶ月以上から退職所得等の支払を受け、退職所得申告書を提出しない場合で、その年中における退職手当等の金額について計算した分離課税にかかる所得割額が、特別徴収の方法で徴収された、又はされるべき分離課税にかかる所得割を超える場合は、その超える金額に相当する特別区民税及び都民税が課税されます。

2 納期は1回限りですから、納期限までに納付してください。

3 この通知書の内容に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3ヶ月以内に江東区長に対して審査請求をすることができます。

この処分の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6ヶ月以内に江東区を被告として(江東区長が被告の代表者となります。)提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3ヶ月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

4 納期限までに税金が完納しないため、督促を受け、かつ、その督促状を発布した日から起算して10日を経過した日までに、この税金にかかる徴収金を完納しない場合においては、滞納処分を受けることになります。

5 税率	退職所得の金額	税率
	$(\text{収入金額} - \text{退職所得控除額}) \times 1/2$	6% (区民税)
		4% (都民税)

別記第16号の3様式（第14条関係）

第 号	特別区民税 更正(決定)通知書				年 月 分	
特別徴収義務者氏名又は名称住所又は所在地					殿	
申告書提出期限	年 月 日	申告書提出年月日	年 月 日			
	退職所得控除額 控除後の退職手当等の金額	特別区民税額	都 民 税 額			
更正(決定)による税額等①	円	円	円			
既に納入の確定した税額②						
この通知書による納入すべき税額	①-②					
延 滞 金	申告納入すべきであった納期限の翌日から納入の日までの期間の日数に応じ、不足金額(1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。)に年14.6パーセント(この通知書による納期限までの期間又はその納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合(平成12年1月1日から平成25年12月31日までの期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年7.3パーセントの割合にあつては、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合とします。平成26年1月1日から令和2年12月31日までの期間については、当該期間の属する各年の前年に所得税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第8号)による改正前の租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合(以下「特例基準割合」という。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とします。令和3年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合(以下「延滞金特例基準割合」という。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とします。)を乗じて計算した金額。この場合における年当たりの割合は、開年の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。					
更正(決定)による加算金額	過少申告加算金額	通 常 分	円	10 100	③	円
		加 重 分		5 100		
	不申告加算金額	5%適用分		5 100	④	
		15%適用分		15 100	⑤	
	重 加 算 金 額	35%適用分		35 100	⑥	
		40%適用分		40 100	⑦	
	納入額 ③+④+⑤+⑥+⑦					
納 期 限	年 月 日	納入場所				
地方税法第328条の9第 項の規定により、上記のとおり更正(決定)しましたので、納期限までに納めてください。						
年 月 日		江東区長		印		

※ この通知書の内容に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3ヶ月以内に江東区長に対して審査請求をすることができます。この処分取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6ヶ月以内に江東区を被告として(江東区長が被告の代表者となります。)提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3ヶ月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は下続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、

③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

備考 「過少申告加算金額」欄の「通常分」の欄には、法第328条の11第1項に規定する対象不足金額を、「加重分」の欄には、当該対象不足金額のうちの同項の規定による加算すべき金額の基礎となる税額を、「③」の欄には、通常分及び加重分として計算した金額の合計額をそれぞれ記載すること。

別記第17号様式（第14条関係）
（表）[illegible]

(裏)

[illegible][illegible][illegible][illegible][illegible]

別記第24号様式を次のように改める。

別記第24号様式（第14条関係）

鉅産税更正(決定)通知書

納税義務者

年 月 日

住所

氏名

殿

江東区長



年 月 日申告納入分及びこれに対する加算金額を下記のとおり更正(決定)しましたので、通知致します。

区 分	課税標準額等	税率及び計算方法	税 額 等
申告納付によるもの	円		円
更正または決定によるもの			
再更正によるもの			
差 引 不 足 税 額	不 足 税 額		
加 算 金 額	過少申告加算金	%	
	不申告加算金	%	
	重 加 算 金	%	
合 計 金 額			
申告書提出期限	年 月 日	申告書提出日	年 月 日
更正・決定通知書	年 月 日	申告税額	円
更正・決定または再更正の理由			

上記の不足金額及びこれに対する加算金額は、年 月 日までに納入してください。なお、不足税額については、年 月 日から納入の日までの期間の日数に応じ、不足金額(1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。)に年14.6パーセント(この通知書による納期限までの期間又はその納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合(平成12年1月1日から平成25年12月31日までの期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年7.3パーセントの割合にあつては、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合とします。平成26年1月1日から令和2年12月31日までの期間については、当該期間の属する各年の前年に所得税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第8号)による改正前の租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合(以下「特例基準割合」という。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とします。令和3年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合(以下「延滞金特例基準割合」という。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とします。)を乗じて計算した金額を延滞金として徴収します。この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。

この通知書の内容に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3ヶ月以内に江東区長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6ヶ月以内に江東区を被告として(江東区長が被告の代表者となります。)提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があつた日から3ヶ月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

別記第 2 6 号の 6 様式を次のように改める。

別記第26号の6様式（第15条の3関係）

2. =

3.

4. =

第 1 次

2

王三所又去其所作五

紅雲黑排
0101
0101

林區

三浦知良・佐藤・田中・金子・山田・田中

区域量價除上六乙不敷，遠送控公金箱。

22
 23
 24
 25

[illegible]

國立臺灣大學

二、東亞之金銀幣

[illegible][illegible]

※ この通知書の内容に不都合がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して7日以内に出張区役所において無償請求をすることができ、この期分の返済の遅滞しを求める配分は、正の寄附品未払に係る期末の決算を受けた日の翌日から起算して6か月以内に請求を被与として行うことが出来ます。なお、延滞の取扱いの前記の寄附品未払に対する支払を経た後では付託型であることができないこととされていますが、無償請求があったにもかかわらず納付しないとき、各配分の履行又は手続的な事項により生ずる著しい遅滞を解消するため最終の名義があるときは、毎その配分決定を解かないことに基づき上記の期分を繰り上げることがあります。

別記第26号の12様式を次のように改める。

別記第 2 6 号の 1 2 様式（第 1 5 条の 4 関係）

年 月 日

殿

江東区長



入 湯 税 更 正 等 通 知 書
税 決 定

課 税 標 準 額
年 月 分にかかる入湯税の 税 額 を下記のとおり 更正 したので通知します。
加 算 金 額

この通知書により納付すべき金額は、 年 月 日までに、江東区指定金融機関、江東区公金収納取扱店又は江東区金銭川納員に納付してください。

区分		課税標準額等	税率等	税額等
中 告 納 入 に よ る も の		円		円
更正又は決定によるもの				
再 更 正 に よ る も の				
差 引 増 減 （ △ ） 額				
加 算 金 額	過 少 申 告 加 算 金	計算の基礎税額	5%	
			10%	
	不 申 告 加 算 金		5%	
			15%	
	重 加 算 金		35%	
			40%	
納付すべき、又は減少(△印)する金額の合計				円
申 告 書 提 出 期 限		年 月 日	申 告 書 提 出 日	年 月 日
更 正 ・ 決 定 通 知 日		年 月 日	申 告 税 額	円
更正・決定又は再更正の理由				

不足税額については、 年 月 日から納入の日までの期間の日数に応じ、不足税額(1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。)に年14.6パーセント(この通知書による納期限までの期間又はその納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合(平成12年1月1日から平成25年12月31日までの期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年7.3パーセントの割合にあっては、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合とします。平成26年1月1日から令和2年12月31日までの期間については、当該期間の属する各年の前年に所得税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第8号)による改正前の租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合(以下「特例基準割合」という。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあっては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とします。令和3年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合(以下「延滞金特例基準割合」という。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあってはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とします。)を乗じて計算した金額を延滞金として徴収します。この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。

※ この通知書の内容に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3ヶ月以内に江東区長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を

受けた日の翌日から起算して6ヶ月以内に江東区を被告として（江東区長が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3ヶ月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

別記第27号様式の2の次に次の2様式を加える。

別記第 2 7 号の 3 様式 (第 1 6 条関係)

年 月 日

様

江東区長

㊟

特別区たばこ税 督促状

年度	期 (月)	税額	納期限	備考
		円		
延滞金		地方税法第482条による金額		
理由				

※督促納期限 年 月 日

- ㊟ 納期限までに納付の確認ができませんでしたので、地方税法第485条により、督促状を送付します。
- ㊟ 延滞金は、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、不足税額（1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。）に年14.6パーセント（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合（当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「延滞金特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。）を乗じて計算した金額を徴収します。この場合における同年の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。
- ㊟ 延滞金は、本税納付後、確定額を計算し請求します。
- ㊟ この督促状を發した日から起算して、10日経過した日までに表記の徴収金を完納しないときは、地方税法の定めにより滞納処分を受けることになります。
- ㊟ この督促に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、江東区長に対して審査請求をすることができます。処分の取消しの訴えについては、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、江東区を被告として（訴訟において江東区を代表する者は江東区長となります。）、提起することができます。次の各号のいずれかに該当する場合は、この裁決を経ずに処分の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。ただし、前記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、前記の期間やこの処分又は審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

※ 納期限を過ぎてから税金を納付された方でこの督促状が届いた場合は、行き違いですのでご容赦ください。

※ 納付場所

別記第27号の4様式（第16条関係）

年 月 日

様

江東区長

㊟

人湯税 督促状

年度	月分	税額	納期限	備考
		円		
延滞金		地方税法第701条の11による金額		
理	円			

※督促納期限 年 月 日

- ㉟ 納期限までに納入の確認ができませんでしたので、地方税法第701条の16により、督促状を送付します。
- ㊱ 延滞金は、納期限の翌日から納入の日までの期間の日数に応じ、不足税額(1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。)に年14.6パーセント(納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合(当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合(以下「延滞金特例基準割合」という。))が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とします。)を乗じて計算した金額を徴収します。この場合における閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。
- ㊲ 延滞金は、本税納付後、確定額を計算し請求します。
- ㊳ この督促状を発送した日から起算して、10日経過した日までに表記の徴収金を完納しないときは、地方税法の定めにより滞納処分を受けることになります。
- ㊴ この督促に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、江東区長に対して審査請求をすることができます。処分の取消しの訴えについては、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、江東区を被告として(訴訟において江東区を代表する者は江東区長となります。)、提起することができます。次の各号のいずれかに該当する場合は、この裁決を経ずに処分の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。ただし、前記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、前記の期間やこの処分又は審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

※ 納期限を過ぎてから税金を納付された方でこの督促状が届いた場合は、行き違いですのでご容赦ください。

※ 納付場所

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の江東区特別区税条例施行規則の別記様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

江東区職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 2 年 1 2 月 2 8 日

江東区長 山 崎 孝 明

◎江東区規則第 7 5 号

江東区職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

江東区職員の給与に関する条例施行規則（昭和 3 7 年 1 2 月江東区規則第 1 1 号）の一部を次のように改正する。

別記第 1 号様式を次のように改める。

別記第1号様式（第4条関係）

學 生 信 息 表									
姓 名	性 別	出 生 年 月	民 族	籍 貫	學 校	班 級	學 號	入 學 年 度	備 註
張 明	男	2000-03-15	漢 族	江 蘇 蘇 州	蘇 州 大 學	工 學 院	20200101	2020	
李 華	女	1999-07-22	漢 族	廣 東 廣 州	廣 東 大 學	文 學 院	20200102	2020	
王 強	男	2001-11-08	漢 族	北 京 北 京	北 京 大 學	理 工 院	20200103	2020	
陳 偉	男	1998-05-10	漢 族	上 海 上 海	上 海 大 學	經 濟 學 院	20200104	2020	
劉 芳	女	2002-09-03	漢 族	湖 南 長 沙	湖 南 大 學	法 學 院	20200105	2020	
趙 磊	男	1997-12-25	漢 族	四 川 成 都	四 川 大 學	醫 學 院	20200106	2020	
周 敏	女	2000-04-18	漢 族	江 蘇 南 京	江 蘇 大 學	教 育 學 院	20200107	2020	
吳 昊	男	1999-08-01	漢 族	湖 北 武 漢	湖 北 大 學	農 學 院	20200108	2020	
孫 悅	女	2001-02-14	漢 族	山 東 濟 南	山 東 大 學	理 工 院	20200109	2020	
徐 凱	男	1996-06-27	漢 族	安 徽 合 肥	安 徽 大 學	文 學 院	20200110	2020	
黃 麗	女	2003-10-05	漢 族	福 建 廈 門	福 建 大 學	理 工 院	20200111	2020	
林 浩	男	1995-01-20	漢 族	廣 西 南 寧	廣 西 大 學	法 學 院	20200112	2020	
吳 靜	女	2004-05-12	漢 族	雲 南 昆 明	雲 南 大 學	理 工 院	20200113	2020	
鄭 偉	男	1993-09-28	漢 族	陝 西 西 安	陝 西 大 學	文 學 院	20200114	2020	
李 娜	女	2005-03-07	漢 族	遼 寧 沈 陽	遼 寧 大 學	理 工 院	20200115	2020	
王 磊	男	1991-07-19	漢 族	河 南 鄭 州	河 南 大 學	法 學 院	20200116	2020	
陳 芳	女	2006-11-04	漢 族	四 川 成 都	四 川 大 學	醫 學 院	20200117	2020	
趙 強	男	1994-04-21	漢 族	湖 北 武 漢	湖 北 大 學	農 學 院	20200118	2020	
周 敏	女	2002-08-16	漢 族	廣 東 廣 州	廣 東 大 學	理 工 院	20200119	2020	
吳 昊	男	1998-12-09	漢 族	江 蘇 南 京	江 蘇 大 學	文 學 院	20200120	2020	
孫 悅	女	2003-06-23	漢 族	江 蘇 南 京	江 蘇 大 學	理 工 院	20200121	2020	
徐 凱	男	1997-10-11	漢 族	安 徽 合 肥	安 徽 大 學	法 學 院	20200122	2020	
黃 麗	女	2004-02-26	漢 族	福 建 廈 門	福 建 大 學	理 工 院	20200123	2020	
林 浩	男	1996-05-13	漢 族	廣 西 南 寧	廣 西 大 學	文 學 院	20200124	2020	
吳 靜	女	2005-09-08	漢 族	雲 南 昆 明	雲 南 大 學	理 工 院	20200125	2020	
鄭 偉	男	1992-12-24	漢 族	陝 西 西 安	陝 西 大 學	法 學 院	20200126	2020	
李 娜	女	2007-04-17	漢 族	遼 寧 沈 陽	遼 寧 大 學	理 工 院	20200127	2020	
王 磊	男	1990-08-02	漢 族	河 南 鄭 州	河 南 大 學	文 學 院	20200128	2020	
陳 芳	女	2008-12-15	漢 族	四 川 成 都	四 川 大 學	醫 學 院	20200129	2020	
趙 強	男	1995-03-28	漢 族	湖 北 武 漢	湖 北 大 學	農 學 院	20200130	2020	
周 敏	女	2003-07-14	漢 族	廣 東 廣 州	廣 東 大 學	理 工 院	20200131	2020	
吳 昊	男	1999-11-06	漢 族	江 蘇 南 京	江 蘇 大 學	文 學 院	20200132	2020	
孫 悅	女	2004-05-19	漢 族	江 蘇 南 京	江 蘇 大 學	理 工 院	20200133	2020	
徐 凱	男	1996-09-22	漢 族	安 徽 合 肥	安 徽 大 學	法 學 院	20200134	2020	
黃 麗	女	2005-01-25	漢 族	福 建 廈 門	福 建 大 學	理 工 院	20200135	2020	
林 浩	男	1997-05-28	漢 族	廣 西 南 寧	廣 西 大 學	文 學 院	20200136	2020	
吳 靜	女	2006-09-31	漢 族	雲 南 昆 明	雲 南 大 學	理 工 院	20200137	2020	
鄭 偉	男	1993-01-04	漢 族	陝 西 西 安	陝 西 大 學	法 學 院	20200138	2020	
李 娜	女	2008-05-07	漢 族	遼 寧 沈 陽	遼 寧 大 學	理 工 院	20200139	2020	
王 磊	男	1992-09-10	漢 族	河 南 鄭 州	河 南 大 學	文 學 院	20200140	2020	
陳 芳	女	2009-12-13	漢 族	四 川 成 都	四 川 大 學	醫 學 院	20200141	2020	
趙 強	男	1996-04-16	漢 族	湖 北 武 漢	湖 北 大 學	農 學 院	20200142	2020	
周 敏	女	2004-08-19	漢 族	廣 東 廣 州	廣 東 大 學	理 工 院	20200143	2020	
吳 昊	男	2000-12-22	漢 族	江 蘇 南 京	江 蘇 大 學	文 學 院	20200144	2020	
孫 悅	女	2005-06-25	漢 族	江 蘇 南 京	江 蘇 大 學	理 工 院	20200145	2020	
徐 凱	男	1997-10-28	漢 族	安 徽 合 肥	安 徽 大 學	法 學 院	20200146	2020	
黃 麗	女	2006-02-01	漢 族	福 建 廈 門	福 建 大 學	理 工 院	20200147	2020	
林 浩	男	1998-06-04	漢 族	廣 西 南 寧	廣 西 大 學	文 學 院	20200148	2020	
吳 靜	女	2007-10-07	漢 族	雲 南 昆 明	雲 南 大 學	理 工 院	20200149	2020	
鄭 偉	男	1994-02-10	漢 族	陝 西 西 安	陝 西 大 學	法 學 院	20200150	2020	
李 娜	女	2009-06-13	漢 族	遼 寧 沈 陽	遼 寧 大 學	理 工 院	20200151	2020	
王 磊	男	1993-10-16	漢 族	河 南 鄭 州	河 南 大 學	文 學 院	20200152	2020	
陳 芳	女	2010-04-19	漢 族	四 川 成 都	四 川 大 學	醫 學 院	20200153	2020	
趙 強	男	1997-08-22	漢 族	湖 北 武 漢	湖 北 大 學	農 學 院	20200154	2020	
周 敏	女	2005-12-25	漢 族	廣 東 廣 州	廣 東 大 學	理 工 院	20200155	2020	
吳 昊	男	2001-06-28	漢 族	江 蘇 南 京	江 蘇 大 學	文 學 院	20200156	2020	
孫 悅	女	2006-10-31	漢 族	江 蘇 南 京	江 蘇 大 學	理 工 院	20200157	2020	
徐 凱	男	1998-04-03	漢 族	安 徽 合 肥	安 徽 大 學	法 學 院	20200158	2020	
黃 麗	女	2007-08-06	漢 族	福 建 廈 門	福 建 大 學	理 工 院	20200159	2020	
林 浩	男	1999-12-09	漢 族	廣 西 南 寧	廣 西 大 學	文 學 院	20200160	2020	
吳 靜	女	2008-04-12	漢 族	雲 南 昆 明	雲 南 大 學	理 工 院	20200161	2020	
鄭 偉	男	1995-08-15	漢 族	陝 西 西 安	陝 西 大 學	法 學 院	20200162	2020	
李 娜	女	2010-12-18	漢 族	遼 寧 沈 陽	遼 寧 大 學	理 工 院	20200163	2020	
王 磊	男	1994-06-21	漢 族	河 南 鄭 州	河 南 大 學	文 學 院	20200164	2020	
陳 芳	女	2011-10-24	漢 族	四 川 成 都	四 川 大 學	醫 學 院	20200165	2020	
趙 強	男	1998-02-27	漢 族	湖 北 武 漢	湖 北 大 學	農 學 院	20200166	2020	
周 敏	女	2006-07-01	漢 族	廣 東 廣 州	廣 東 大 學	理 工 院	20200167	2020	
吳 昊	男	2002-11-04	漢 族	江 蘇 南 京	江 蘇 大 學	文 學 院	20200168	2020	
孫 悅	女	2007-03-07	漢 族	江 蘇 南 京	江 蘇 大 學	理 工 院	20200169	2020	
徐 凱	男	1999-07-10	漢 族	安 徽 合 肥	安 徽 大 學	法 學 院	20200170	2020	
黃 麗	女	2008-11-13	漢 族	福 建 廈 門	福 建 大 學	理 工 院	20200171	2020	
林 浩	男	2000-05-16	漢 族	廣 西 南 寧	廣 西 大 學	文 學 院	20200172	2020	
吳 靜	女	2009-09-19	漢 族	雲 南 昆 明	雲 南 大 學	理 工 院	20200173	2020	
鄭 偉	男	1996-01-22	漢 族	陝 西 西 安	陝 西 大 學	法 學 院	20200174	2020	
李 娜	女	2011-05-25	漢 族	遼 寧 沈 陽	遼 寧 大 學	理 工 院	20200175	2020	
王 磊	男	1995-09-28	漢 族	河 南 鄭 州	河 南 大 學	文 學 院	20200176	2020	
陳 芳	女	2012-12-31	漢 族	四 川 成 都	四 川 大 學	醫 學 院	20200177	2020	
趙 強	男	1999-04-03	漢 族	湖 北 武 漢	湖 北 大 學	農 學 院	20200178	2020	
周 敏	女	2007-08-06	漢 族	廣 東 廣 州	廣 東 大 學	理 工 院	20200179	2020	
吳 昊	男	2003-12-09	漢 族	江 蘇 南 京	江 蘇 大 學	文 學 院	20200180	2020	
孫 悅	女	2008-04-12	漢 族	江 蘇 南 京	江 蘇 大 學	理 工 院	20200181	2020	
徐 凱	男	2000-08-15	漢 族	安 徽 合 肥	安 徽 大 學	法 學 院	20200182	2020	
黃 麗	女	2009-12-18	漢 族	福 建 廈 門	福 建 大 學	理 工 院	20200183	2020	
林 浩	男	2001-06-21	漢 族	廣 西 南 寧	廣 西 大 學	文 學 院	20200184	2020	
吳 靜	女	2010-10-24	漢 族	雲 南 昆 明	雲 南 大 學	理 工 院	20200185	2020	
鄭 偉	男	1997-02-27	漢 族	陝 西 西 安	陝 西 大 學	法 學 院	20200186	2020	
李 娜	女	2012-07-01	漢 族	遼 寧 沈 陽	遼 寧 大 學	理 工 院	20200187	2020	
王 磊	男	1996-11-04	漢 族	河 南 鄭 州	河 南 大 學	文 學 院	20200188	2020	
陳 芳	女	2013-03-07	漢 族	四 川 成 都	四 川 大 學	醫 學 院	20200189	2020	
趙 強	男	2000-07-10	漢 族	湖 北 武 漢	湖 北 大 學	農 學 院	20200190	2020	
周 敏	女	2008-11-13	漢 族	廣 東 廣 州	廣 東 大 學	理 工 院	20200191	2020	
吳 昊	男	2004-05-16	漢 族	江 蘇 南 京	江 蘇 大 學	文 學 院	20200192	2020	
孫 悅	女	2009-09-19	漢 族	江 蘇 南 京	江 蘇 大 學	理 工 院	20200193	2020	
徐 凱	男	2001-01-22	漢 族	安 徽 合 肥	安 徽 大 學	法 學 院	20200194	2020	
黃 麗	女	2010-05-25	漢 族	福 建 廈 門	福 建 大 學	理 工 院	20200195	2020	
林 浩	男	2002-09-28	漢 族	廣 西 南 寧	廣 西 大 學	文 學 院	20200196	2020	
吳 靜	女	2011-01-31	漢 族	雲 南 昆 明	雲 南 大 學	理 工 院	20200197	2020	
鄭 偉	男	1998-06-03	漢 族	陝 西 西 安	陝 西 大 學	法 學 院	20200198	2020	
李 娜	女	2013-10-06	漢 族	遼 寧 沈 陽	遼 寧 大 學	理 工 院	20200199	2020	
王 磊	男	1997-02-09	漢 族	河 南 鄭 州	河 南 大 學	文 學 院	20200200	2020	
陳 芳	女	2014-06-12	漢 族	四 川 成 都	四 川 大 學	醫 學 院	20200201	2020	
趙 強	男	2001-10-15	漢 族	湖 北 武 漢	湖 北 大 學	農 學 院	20200202	2020	
周 敏	女	2009-02-18	漢 族	廣 東 廣 州	廣 東 大 學	理 工 院	20200203	2020	
吳 昊	男	2005-06-21	漢 族	江 蘇 南 京	江 蘇 大 學	文 學 院	20200204	2020	
孫 悅	女	2010-10-24	漢 族	江 蘇 南 京	江 蘇 大 學	理 工 院	20200205	2020	
徐 凱	男	2002-04-27	漢 族	安 徽 合 肥	安 徽 大 學	法 學 院	20200206	2020	
黃 麗	女	2011-08-30	漢 族	福 建 廈 門	福 建 大 學	理 工 院	20200207	2020	
林 浩	男	2003-12-31	漢 族	廣 西 南 寧	廣 西 大 學	文 學 院	20200208	2020	
吳 靜	女	2012-04-03	漢 族	雲 南 昆 明	雲 南 大 學	理 工 院	20200209	2020	
鄭 偉	男	1999-08-06	漢 族	陝 西 西 安	陝 西 大 學	法 學 院	20200210	2020	
李 娜	女	2014-12-09	漢 族	遼 寧 沈 陽	遼 寧 大 學	理 工 院	20200211	2020	
王 磊	男	1998-04-12	漢 族	河 南 鄭 州	河 南 大 學	文 學 院	20200212	2020	
陳 芳	女	2015-08-15	漢 族	四 川 成 都	四 川 大 學	醫 學 院	20200213	2020	
趙 強	男	2002-12-18	漢 族	湖 北 武 漢	湖 北 大 學	農 學 院	20200214	2020	
周 敏	女	2010-06-21	漢 族	廣 東 廣 州	廣 東 大 學	理 工 院	20200215	2020	
吳 昊	男	2006-10-24	漢 族	江 蘇 南 京	江 蘇 大 學	文 學 院	20200216	2020	
孫 悅	女	2011-02-27	漢 族	江 蘇 南 京	江 蘇 大 學	理 工 院	20200217	2020	
徐 凱	男	2003-07-01	漢 族	安 徽 合 肥	安 徽 大 學	法 學 院	20200218	2020	
黃 麗	女	2012-11-04	漢 族	福 建 廈 門	福 建 大 學	理 工 院	20200219	2020	
林 浩	男	2004-03-07	漢 族	廣 西 南 寧	廣 西 大 學	文 學 院	20200220	2020	
吳 靜	女	2013-07-10	漢 族	雲 南 昆 明	雲 南 大 學	理 工 院	20200221	2020	
鄭 偉									

附 則

この規則は、公布の日から施行し、令和2年12月1日から適用する。

規 則 (教)

江東区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 2 年 1 月 25 日

江東区教育委員会

教育長 本 多 健一郎

教育委員 進 藤 孝

◎江東区教育委員会規則第 18 号

江東区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

江東区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成 12 年 3 月江東区教育委員会規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中「別記第 1 号様式により」を「江東区勤怠管理システム（職員の勤務状況等の管理に関する事務の処理を電子計算組織によって処理する情報処理システムをいう。以下「システム」という。）に必要事項を記録することにより」に改め、同条ただし書を次のように改める。

ただし、システムにより難しい場合は、別記第 1 号様式又は教育委員会が別に定める様式により行うことができる。

第 5 条第 5 項中「割振り」を「割り振り」に、「週休日の振替命令簿（別記第 2 号様式）により」を「システムに必要事項を記録することにより」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、システムにより難しい場合は、別記第 2 号様式により行うものとする。

第 7 条第 1 項中「別記第 3 号様式により」を「システムに必要事項を記録することにより」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、システムにより難しい場合は、別記第 3 号様式又は教育委員会が別に定める様式により、あらかじめ勤務することを命ずることができる。

第 10 条第 2 項中「振替え」を「休日の振替」に、「別記第 6 号様式により」を「システムに必要事項を記録することにより」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、システムにより難しい場合は、別記第 6 号様式により行うものとする。

第 11 条第 2 項中「別記第 6 号様式により」を「システムに必要事項を記録することにより」に

改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、システムにより難しい場合は、別記第 6 号様式により行うものとする。

第 30 条第 15 項中「別記第 9 号様式により」を「システムに必要事項を記録することにより」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、システムにより難しい場合は、別記第 9 号様式により行うものとする。

第 30 条の 2 第 5 項中「別記第 11 号様式により」を「システムに必要事項を記録することにより」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、システムにより難しい場合は、別記第 11 号様式により行うものとする。

第 32 条第 1 項を次のように改める。

第 12 条及び第 16 条から第 29 条の 3 までに規定する休暇の申請は、システムに必要事項を記録することにより行うものとする。ただし、システムにより難しい場合の様式は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。

江東区立幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 2 年 1 月 25 日

江東区教育委員会

教育長 本 多 健一郎

教育委員 進 藤 孝

◎江東区教育委員会規則第 19 号

江東区立幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

江東区立幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則（平成 12 年 3 月江東区教育委員会規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 1 項中「新たに扶養手当の支給を受けようとする場合には、扶養親族届（別記第 2 号様式）により、扶養手当の支給を受けている職員に同項各号のいずれかに該当する事実が生じた場合には、扶養親族異動届（別記第 3 号様式）により、それぞれ」を「扶養親族届（別記第 2 号様式）により」に改める。

第 9 条第 1 項中「給与減額免除申請書（別記第 4 号様式）に基づき」を「江東区勤怠管理システム（職員の勤務状況等の管理に関する事務の処理を電子計算組織によって処理する情報処理システムをいう。以下同じ。）により」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、江東区勤怠管理システムにより難しい

場合は、給与減額免除申請書（別記第3号様式）に基づき行わなければならない。

第12条中「別記第5号様式」を「別記第4号様式」に改める。

別記第2号様式を次のように改める。

扶養親族届

- 1 職業及び年収欄には、勤労所得ばかりでなく、資産所得、事業所得、その他の収入等もあれば収入の種類ごとにその金額を記入すること。
- 2 屋出の事由及び年月日欄には、扶養手当を受ける事実の生じた理由（婚姻、出産等）又はその事実に変更が生じた理由（離婚、死亡等）及び事実発生の年月日を記入すること。
- 3 屋出は事実の発生した日から15日以内に行うこと。これを過ぎる場合は、提出日を事実の発生した日として取り扱う。

江東区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和2年12月25日

江東区教育委員会

教育長 本 多 健一郎
教育委員 進 藤 孝

◎江東区教育委員会規則第20号

江東区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

江東区立学校の管理運営に関する規則（昭和53年9月江東区教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項を次のように改める。

3 第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる年度に限り、施行令第29条の規定に基づく学期は、当該各号に定めるところとする。

(1) 令和2年度 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める期間

ア 前期 4月1日から10月11日まで

イ 後期 10月12日から3月31日まで

(2) 令和3年度 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める期間

ア 前期 4月1日から10月10日まで

イ 後期 10月11日から3月31日まで

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

訓 令 （ 教 ）

◎江東区教育委員会訓令甲第5号

教育委員会事務局

区立幼稚園

江東区立幼稚園教育職員の旅費支給規程（平成12年3月江東区教育委員会訓令甲第4号）の一部を次のように改正する。

令和2年12月25日

江東区教育委員会

第5条を次のように改める。

（旅行命令簿等の記載事項及び様式）

第5条 条例第4条第5項に規定する旅行命令は、江東区勤怠管理システム（職員の勤務状況等の管理に関する事務の処理を電子計算組織によって処理する情報処理システムをいう。以下「システム」という。）に次に掲げる事項を記録して行うものとする。

(1) 旅行年月日

(2) 旅行時間

(3) 旅行先及び旅行用務

(4) 旅行経路

(5) 旅費

2 前項の規定にかかわらず、システムにより難しい場合は、次に掲げる様式により行う。

(1) 内国旅行の場合 別記第1号様式及び別記第2号様式

(2) 外国旅行の場合 別記第3号様式

附 則

この規程は、令和3年1月1日から施行する。

◎江東区教育委員会訓令甲第6号

教育委員会事務局

区立小学校

区立中学校

区立義務教育学校

区立幼稚園

江東区立学校職員服務取扱規程（平成12年3月江東区教育委員会訓令甲第11号）の一部を次のように改正する。

令和2年12月25日

江東区教育委員会

第2条を次のように改める。

（定義）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 職員 次に掲げる者をいう。

ア 江東区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成 12 年 3 月江東区条例第 47 号。以下「勤務時間条例」という。）第 2 条に規定する職員（以下「幼稚園教育職員」という。）

イ 市町村立学校職員給与負担法（昭和 23 年法律第 135 号）第 1 条に規定する職員（以下「県費負担教職員」という。）

ウ 東京都から給料又は報酬を受けている会計年度任用職員（ア及びイに規定する者を除く。以下単に「会計年度任用職員」という。）

- (2) システム 江東区学校教職員向け勤怠管理システム（県費負担教職員の勤務状況等の管理に関する事務の処理を電子計算組織によって処理する情報処理システムをいう。）及び江東区勤怠管理システム（幼稚園教育職員の勤務状況等の管理に関する事務の処理を電子計算組織によって処理する情報処理システムをいう。）をいう。

第 7 条を次のように改める。

（出退勤の記録等）

第 7 条 職員は、出退勤をするときは、職員証等により、自ら所定の操作を行い、出退勤を記録しなければならない。ただし、出勤簿（別記第 5 号様式）により出勤等の記録の整理を行う対象の職員（以下「出勤簿適用職員」という。）は、定刻までに出勤したときは、自ら出勤簿に、あらかじめ届け出た印をもって押印しなければならない。

第 8 条第 1 項中「休暇・職免等処理簿（別記第 6 号様式）」を「システムに必要事項を記録すること」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、システムにより難しい場合は、休暇・職免等処理簿（別記第 6 号様式）により行うものとする。

第 8 条第 2 項中「及び会計年度任用職員」を削り、「休暇・職免等処理簿（別記第 7 号様式）」を「システムに必要事項を記録すること」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、システムにより難しい場合は、休暇・職免等処理簿（別記第 7 号様式）により行うものとする。

第 8 条に次の 1 項を加える。

- 3 会計年度任用職員についての第 1 項第 2 号に掲げる申請は、休暇・職免等処理簿（別記第 7 号様式）により行うものとする。
第 9 条の 3 の次に次の 1 条を加える。

（パワー・ハラスメントの禁止）

第 9 条の 4 職員は、職務に関する優越的な関係を背景として行われる、業務上必要かつ相当な範囲を超える言動であつて、他の職員に精神的又は身体的な苦痛を与え、当該職員の人格若しくは尊厳を害し、又は当該職員の勤務環境を害することとなるようなものを行ってはならない。

第 12 条第 1 項中「受け」の次に「、システムに必要事項を記録し」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、システムにより難しい場合は、旅行命令簿をもって命ずるものとする。

第 12 条第 3 項中「口頭又は出張復命書（別記第 8 号様式）」を「システムに必要事項を記録すること」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、システムにより難しい場合は、口頭又は出張復命書（別記第 8 号様式）によりその要旨を上司に報告しなければならない。

第 15 条中「休暇・職免等処理簿」を「システムに必要事項を記録すること」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、システムにより難しい場合は、出勤後直ちに休暇・職免等処理簿により届け出なければならない。

第 16 条第 1 項中「休暇・職免等処理簿により」を「システムに必要事項を記録することにより」に改め、同項ただし書中「休暇・職免等処理簿」を「システムに必要事項を記録すること」に、「届け出なければならない」を「届け出るものとし、システムにより難しい場合は休暇・職免等処理簿により届け出なければならない」に改める。

附 則

この規程は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。
ただし、第 9 条の 3 の次に 1 条を加える改正規定は、公布の日から施行する。

◎江東区教育委員会訓令甲第 7 号

教育委員会事務局
区立小学校
区立中学校
区立義務教育学校
区立幼稚園

江東区立学校職員出勤簿整理規程（平成 12 年 3 月江東区教育委員会訓令甲第 12 号）の全部を改正する。

令和 2 年 12 月 25 日

江東区教育委員会

江東区立学校職員出勤記録及び出勤簿整理

規程

(趣旨)

第1条 この規程は、区立学校（江東区立学校設置条例（昭和36年3月江東区条例第6号）別表に規定する小学校、中学校及び義務教育学校並びに江東区立幼稚園設置条例（昭和41年12月江東区条例第30号）別表に規定する幼稚園をいう。）に勤務する職員の出勤記録及び出勤簿（江東区立学校職員服務取扱規程（平成12年3月江東区教育委員会訓令甲第11号）第7条に規定する出勤簿をいう。以下同じ。）の整理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 職員 次に掲げる者をいう。

ア 江東区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成12年3月江東区条例第47号。以下「勤務時間条例」という。）第2条に規定する職員（以下「幼稚園教育職員」という。）

イ 市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する職員（以下「県費負担教職員」という。）

ウ 東京都から給料又は報酬を受けている会計年度任用職員（ア及びイに規定する者を除く。以下単に「会計年度任用職員」という。）

(2) システム 江東区学校教職員向け勤怠管理システム（県費負担教職員の勤務状況等の管理に関する事務の処理を電子計算組織によって処理する情報処理システムをいう。）及び江東区勤怠管理システム（幼稚園教育職員の勤務状況等の管理に関する事務の処理を電子計算組織によって処理する情報処理システムをいう。）をいう。

(3) 出勤記録 システムを利用して行う職員の出勤、勤務の状況等に関する記録をいう。

(整理の区分)

第3条 職員の出勤、勤務の状況等に関する記録の整理は、出勤記録により行う。

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会事務局次長が出勤簿により出勤、勤務の状況等に関する記録の整理を行う必要があると認める職員（以下「出勤簿適用職員」という。）の出勤、勤務の状況等の記録の整理は、出勤簿により行う。

(整理保管者)

第4条 出勤記録及び出勤簿の整理保管を行う者（以下「整理保管者」という。）は、出勤記録及び出勤簿適用職員の所属する区立学校の副校長（副園長を含む。以下「副校長」という。）とする。ただし、副校長が欠けた場合又は置かれていない場合における整理保管者は、校長（園長を含む。）があらかじめ指定する者とする。

(出勤記録の確認)

第5条 職員（出勤簿適用職員を除く。以下この条において同じ。）は、自己の出勤記録を確認し、出勤、勤務の状況等に関する事実と異なる場合は、速やかにシステムにより修正しなければならない。

2 整理保管者は、職員の出勤、勤務の状況等に関する事実及び出勤記録を確認し、必要があると認める場合は、速やかに当該職員に出勤記録をシステムにより修正させなければならない。

(出勤簿に使用する印鑑)

第6条 出勤簿の押印は、あらかじめ整理保管者に届け出た印を使用し、朱又は類似の色をもつてしなければならない。

(出勤簿の整理)

第7条 整理保管者は、毎日出勤時限後、出勤簿を点検し、押印のないものについては、別表第1及び別表第2に定める区分に従い、相当の表示をしなければならない。

2 整理保管者は、前項の表示をするときは、別表第1に定める表示については赤又は類似の色を、別表第2に定める表示については黒又は類似の色を用いなければならない。ただし、整理保管者が出勤簿整理上必要とするときは、他の色を用いることができる。

3 整理保管者は、忘印のため押印することができない出勤簿適用職員については、届出により当日以後に押印させることができる。

4 出勤簿適用職員は、出勤簿整理のため必要とする事項を、別に定めるものを除くほか、書面等をもって速やかに整理保管者に報告しなければならない。

5 整理保管者は、出勤簿適用職員に対し、出勤簿の整理上必要な書類を提出させることができる。

(検査)

第8条 教育委員会事務局次長は、必要があると認めるときは、整理保管者に出勤記録若しくは出勤簿の提出を求め、又は出勤状況の報告を求めることができる。

(その他)

第 9 条 この規程の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。(経過措置)

2 この規程の施行の日以前においてすでに従前の表示区分により表示されているものは、この規程に定める表示区分により表示されたものとみなす。

別表第 1 (第 7 条関係)

事由	表示
1 週休日又は休日の出勤	出
2 出張	出張
3 地方公務員法第 39 条又は教育公務員特例法 (昭和 24 年法律第 1 号) 第 22 条から第 24 条までの規定に基づく研修	研修
4 地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 25 条の 17 第 1 項の規定による他の地方公共団体への派遣、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例 (昭和 63 年東京都条例第 12 号) 第 2 条第 1 項の規定による外国の地方公共団体の機関等への派遣若しくは外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例 (昭和 63 年 7 月江東区条例第 21 号) 第 2 条第 1 項の規定による外国の地方公共団体の機関等への派遣又は公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律 (平成 12 年法律第 50 号) 第 2 条第 1 項の規定による公益的法人等への派遣	派遣

別表第 2 (第 7 条関係)

事由	表示
1 週休日	週休
2 週休日の変更 (県費負担教職員のみ。)	休変
3 週休日の振替 (幼稚園教育職員のみ。)	週振
4 超勤代休時間 (県費負担教職員のみ。)	超代
5 休日	休日

6 休日の代休日

代休

7 年次有給休暇

ア 1 日単位

年休全

イ 半日単位 (県費負担教職員のみ。出勤時間後に与えたときは、押印又は他の表示の上に表示すること。)

年休半

ウ 時間単位 (出勤時間後に与えたときは、押印又は他の表示の上に表示すること。)

年休

8 病気休暇

病休

9 公民権行使等休暇

公民

10 妊娠出産休暇

産休

11 早期流産休暇

早期

12 妊娠症状対応休暇

妊娠

13 母子保健検診休暇

母子

14 妊婦通勤時間

妊婦

15 育児時間

育児

16 出産支援休暇

ア 1 日単位

支援

イ 時間単位 (県費負担教職員のみ。出勤時間後に与えたときは、押印又は他の表示の上に表示すること。)

支援

17 育児参加休暇

ア 1 日単位

育参

イ 時間単位 (県費負担教職員のみ。出勤時間後に与えたときは、押印又は他の表示の上に表示すること。)

育参

18 子どもの看護休暇 (県費負担教職員のみ。)

ア 1 日単位

看休

イ 時間単位 (出勤時間後に与えたときは、押印又は他の表示の上に表示すること。)

看休

19 子の看護のための休暇 (幼稚園教育職員のみ。)

看護

20 生理休暇

生休

21 慶弔休暇

慶弔

22 災害休暇

災害

23 夏季休暇

夏休

24 長期勤続休暇 (県費負担教職員のみ。)

勤休

25 リフレッシュ休暇（幼稚園教育職員のみ。）	リ 休
26 ボランティア休暇	ボ 休
ア 1日単位	ボ 休
イ 時間単位（県費負担教職員のみ。出勤時間後に与えたときは、押印又は他の表示の上に表示すること。）	ボ 休
27 短期の介護休暇	短 介
28 介護休暇	介 護
29 介護時間	介 時
30 職務に専念する義務の免除（31に該当する場合を除く。）	職 免
31 勤務の軽減措置による職務に専念する義務の免除	軽 減
32 育児休業	育 休
33 部分休業	部 休
34 大学院修学休業	学 休
35 配偶者同行休業	同 休
36 休職	休 職
37 停職	停 職
38 地方公務員法第55条の2第1項ただし書の規定による職員団体等の業務従事	専 従
39 教育公務員特例法第14条の規定（公立の学校の事務職員の休職の特例に関する法律（昭和32年法律第117号）により準用する場合を含む。）による休職	結 休
40 公務上の傷病	公 傷
41 通勤途上の傷病	通 災
42 事故欠勤	事 故
43 私事欠勤（44、45又は46に該当する場合を除く。）	私 事
44 遅参	遅
45 早退（押印又は他の表示の上に表示すること。）	早
46 無届欠勤	不 参
47 傷病欠勤	傷 欠
48 介護欠勤	介 欠
49 勤務を割り振られない日	非 出

教育委員会事務局
区立小学校
区立中学校
区立義務教育学校
区立幼稚園

江東区立学校職員の職務に専念する義務の免除に関する事務取扱規程（平成12年3月江東区教育委員会訓令甲第8号）の一部を次のように改正する。

令和2年12月25日

江東区教育委員会

第2条を次のように改める。

（定義）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）職員 次に掲げる者をいう。

ア 江東区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成12年3月江東区条例第47号。以下「勤務時間条例」という。）第2条に規定する職員（以下「幼稚園教育職員」という。）

イ 市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する職員（以下「県費負担教職員」という。）

ウ 東京都から給料又は報酬を受けている会計年度任用職員（ア及びイに規定する者を除く。）

（2）システム 江東区学校教職員向け勤怠管理システム（県費負担教職員の勤務状況等の管理に関する事務の処理を電子計算組織によって処理する情報処理システムをいう。）及び江東区勤怠管理システム（幼稚園教育職員の勤務状況等の管理に関する事務の処理を電子計算組織によって処理する情報処理システムをいう。）をいう。

第4条第1項を次のように改める。

専念義務免除の承認を受けようとする職員は、あらかじめ前条に規定する承認権者にシステムに必要な事項を記録することにより届け出なければならない。ただし、システムにより難しい場合は、江東区立学校職員服務取扱規程（平成12年3月江東区教育委員会訓令甲第11号）第8条に規定する休暇・職免等処理簿により申請するものとする。

附 則

この規程は、令和3年1月1日から施行する。

告 示

◎江東区告示第 3 4 4 号

開発行為に関する工事の完了公告

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 2 9 条の規定に基づき許可した下記の開発行為に関する工事は完了した。

令和 2 年 1 2 月 7 日

江東区長 山 崎 孝 明

記

1 開発区域 又は工区に 含まれる地 域の名称	江東区大島二丁目 1 1 6 番 3、同 番 5、同番 6 の一部のうち、第 1 工区部分
2 許可を受 けた者の住 所・氏名	東京都千代田区大手町一丁目 9 番 2 号 三菱地所レジデンス株式会社 代表取締役社長 宮島 正治 東京都新宿区西新宿一丁目 2 6 番 2 号 野村不動産株式会社 代表取締役社長 宮嶋 誠一 東京都千代田区九段南三丁目 3 番 6 号 大林新星和不動産株式会社 代表取締役社長 蛭間 基夫

◎江東区告示第 3 4 6 号

建築基準法（昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号）第 4 2 条第 1 項第 5 号の規定に基づく道路について、下記のとおり指定をした。

なお、関係図面は、本区都市整備部建築課において縦覧に供する。

令和 2 年 1 2 月 1 1 日

江東区長 山 崎 孝 明

記

- 1 指定に係る道路の種類
法第 4 2 条第 1 項第 5 号の規定による道路
- 2 指定の年月日
令和 2 年 1 2 月 1 1 日
- 3 指定に係る道路の位置
江東区有明三丁目 1 番 1 0
- 4 指定に係る道路の延長及び幅員
延長 1 4 8 . 4 0 m 幅員 4 0 ~ 4 1 m
- 5 備考
辺長の変更 5 6 . 6 2 m → 5 6 . 6 1 m
隅切り位置の変更 1 0 . 0 0 m → 9 . 9 8 m

◎江東区告示第 3 4 8 号

建築基準法（昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号）第 4 2 条第 1 項第 5 号の規定に基づく道路について、下記のとおり指定取消しをした。

なお、関係図面は、本区都市整備部建築課において縦覧に供する。

令和 2 年 1 2 月 1 4 日

江東区長 山 崎 孝 明

記

- 1 指定に係る道路の種類
法第 4 2 条第 1 項第 5 号の規定による道路
- 2 指定の年月日
令和 2 年 1 2 月 1 4 日
- 3 指定に係る道路の位置
江東区東陽三丁目 1 1 番 1 6、1 1 番 1 8
- 4 指定に係る道路の延長及び幅員
取消し 延長 2 1 . 7 2 m 幅員 4 . 0 0 m

◎江東区告示第 3 4 9 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 3 項の規定に基づき、児童館の指定管理者を次のように指定したので告示する。

令和 2 年 1 2 月 1 4 日

江東区長 山 崎 孝 明

記

- 1 江東区平野児童館
指定管理者 東京都豊島区東池袋一丁目 4 4 番 3 号池袋 I S P タマビル
特定非営利活動法人ワーカーズコープ
代表理事 田嶋 羊子
指定の期間 令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで
- 2 江東区東雲児童館
指定管理者 東京都新宿区西早稲田二丁目 3 番 1 8 号日本キリスト教会館 6 階
公益財団法人東京 Y M C A
代表理事 菅谷 淳
指定の期間 令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで
- 3 江東区小名木川児童館
指定管理者 神奈川県横浜市中区桜木町一丁目 1 番地グランビュールビル 5 階
株式会社マミー・インターナショナル
代表取締役 伊藤 勝康

指定の期間 令和3年4月1日から令和8年
3月31日まで

◎江東区告示第350号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第4
2条第1項第5号の規定に基づく道路について、
下記のとおり指定をした。

なお、関係図面は、本区都市整備部建築課にお
いて縦覧に供する。

令和2年12月14日

江東区長 山 崎 孝 明

記

- 1 指定に係る道路の種類
法第42条第1項第5号の規定による道路
- 2 指定の年月日
令和2年12月14日
- 3 指定に係る道路の位置
江東区有明三丁目1番12
- 4 指定に係る道路の延長及び幅員
延長349.82m 幅員 40m
- 5 備考
隅切り位置の変更 12.00m→11.9
9m
他12カ所辺長の変更

◎江東区告示第351号

令和2年12月15日、江東区議会の議決を経
た、令和2年度補正予算を地方自治法（昭和22
年法律第67号）第219条第2項の規定に基づ
き、次のとおり公表する。

令和2年12月14日

江東区長 山 崎 孝 明

記

- 1 令和2年度江東区一般会計補正予算（第6
号）

令和 2 年度江東区一般会計補正予算 (第 6 号)

令和 2 年度江東区一般会計補正予算 (第 6 号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 2,662,000 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 282,314,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第 2 条 地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 213 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用できる経費は、「第 2 表繰越明許費」による。

(債務負担行為の補正)

第 3 条 債務負担行為の追加は、「第 3 表債務負担行為補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
14	国庫支出金	93,315,233	384,653	93,699,886
	2 国庫補助金	58,434,116	384,653	58,818,769
15	都支出名金	19,071,821	541,474	19,613,295
	2 都補助金	8,056,173	541,474	8,597,647
18	繰入金	24,010,742	1,735,873	25,746,615
	1 基金繰入金	24,010,742	1,735,873	25,746,615
	歳入合計	279,652,000	2,662,000	282,314,000

歳出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
3	民生費	104,561,618	485,395	105,047,013
	1 社会福祉費	19,485,086	185,895	19,670,981
	2 高齢者福祉費	5,504,677	299,500	5,804,177
4	衛生費	16,391,758	382,258	16,774,016
	3 公衆衛生費	4,935,412	382,258	5,317,670
7	教育費	37,184,498	1,794,347	38,978,845
	2 小学校費	12,544,705	1,161,492	13,706,197
	3 中学校費	7,959,682	632,855	8,592,537
	歳出合計	279,652,000	2,662,000	282,314,000

第 2 表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
			千円
7	教 育 費		1,650,912
	2 小 学 校 費	小学校教育情報化推進事業	1,084,885
	3 中 学 校 費	中学校教育情報化推進事業	566,027
合 計			1,650,912

第 3 表 債務負担行為補正
追加

事 項 名	期 間	限 度 額
		千円
小学校教育情報化推進事業 (タブレット端末貸借)	令和 3 年度 ～ 令和 7 年度	686,750
中学校教育情報化推進事業 (タブレット端末貸借)	令和 3 年度 ～ 令和 7 年度	240,855

◎江東区告示第 3 5 3 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 3 項の規定に基づき、子ども家庭支援センターの指定管理者を次のように指定したので告示する。

令和 2 年 1 2 月 1 7 日

江東区長 山 崎 孝 明
記

1 江東区深川北子ども家庭支援センター

指定管理者 東京都世田谷区上北沢三丁目 8 番 1 9 号
社会福祉法人雲柱社
理事長 服部 榮

指定の期間 令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで

2 江東区豊洲子ども家庭支援センター

指定管理者 東京都町田市藤の台一丁目 1 番 5 6 号

社会福祉法人景行会
理事長 齋藤 彰平

指定の期間 令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで

3 江東区東陽子ども家庭支援センター

指定管理者 東京都世田谷区上北沢三丁目 8 番 1 9 号

社会福祉法人雲柱社
理事長 服部 榮

指定の期間 令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで

4 江東区大島子ども家庭支援センター

指定管理者 東京都世田谷区上北沢三丁目 8 番 1 9 号

社会福祉法人雲柱社

- 理事長 服部 榮
- 指定の期間 令和3年4月1日から令和8年
3月31日まで
- 5 江東区南砂子ども家庭支援センター
- 指定管理者 東京都世田谷区上北沢三丁目8
番19号
社会福祉法人雲柱社
理事長 服部 榮
- 指定の期間 令和3年4月1日から令和8年
3月31日まで

◎江東区告示第354号

下記の許可貸与した自動車臨時運行許可番号標は、回収不能となったため、これを無効とする。

令和2年12月17日

江東区長 山 崎 孝 明
記

足立 63-97 江東

◎江東区告示第355号

江東区自転車の放置防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和60年10月江東区条例第28号）第15条第2項及び第23条第2項の規定により保管した自転車で利用者等の確認ができないものについて、別紙のとおり告示する。

なお、この告示のときから1か月を経過しても当該自転車を返還することができない場合は、同条例第15条第3項及び第23条第3項の規定により、当該自転車を処分する。

令和2年12月17日

江東区長 山 崎 孝 明

〔別紙省略〕

◎江東区告示第358号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則に基づく地方税関係手続に係る個人番号利用事務実施者が適当と認める書類等を定める件（平成27年告示第533号）の全部を次のように改正する。

令和2年12月18日

江東区長 山 崎 孝 明

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則に基づく地方税関係手続に係る個人番号利用事務実施者が適当と認める書類等を定める件

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則（平成26年

内閣府・総務省令第3号。以下「規則」という。）に基づき、地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する手続（以下「地方税関係手続」という。）に係る個人番号利用事務実施者（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。以下同じ。）が適当と認める書類、財務大臣等（規則第2条第4項に規定する財務大臣等をいう。）が適当と認める事項等、個人番号利用事務実施者が適当と認める事項、個人番号利用事務実施者が認める場合及び個人番号利用事務実施者が適当と認める方法（以下「個人番号利用事務実施者が適当と認める書類等」という。）を、以下のとおり定め、令和3年1月1日から適用する。

記

別表第1欄に掲げる規定の同第2欄に掲げる内容に関して、個人番号利用事務実施者が適当と認める書類等を同第3欄に掲げるとおり定める。

別表

第 1 欄	第 2 欄	第 3 欄
規則第 1 条第 2 号	官公署から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であって、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成 26 年政令第 155 号。以下「令」という。）第 12 条第 1 項第 1 号に掲げる書類に記載された氏名及び出生の年月日又は住所（以下「個人識別事項」という。）が記載され、かつ、写真の表示その他の当該書類に施された措置によって、当該書類の提示を行う者が当該個人識別事項によ	税理士法施行規則（昭和 26 年大蔵省令第 55 号）第 12 条に規定する税理士証票（提示時において有効なものに限る。以下「税理士証票」という。）
		本人の写真の表示のある身分証明書等（学生証又は法人若しくは官公署が発行した身分証明書若しくは資格証明書をいう。以下同じ。）で、個人識別事項の記載があるもの（提示時において有効なものに限る。以下「写真付身分証明書等」という。）
		戦傷病者手帳その他官公署から発行又は発給をされた本人の写真の表示のある書類で、個人識別事項の記載があるもの（提示時において有効なものに限る。以下「写真付公的書類」という。）
		規則第 2 条第 1 項柱書に規定する個人番号利用事務等実施者（以下「個人番号利用事務等実施者」という。）が発行した書類であって

	り識別される特定の個人と同一の者であることを確認することができるものとして個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの	識別符号又は暗証符号等による認証により当該書類に電磁的方法により記録された個人識別事項を認識できるもの（提示時において有効なものに限る。） 個人番号利用事務等実施者が個人識別事項を印字した上で本人に交付又は送付した書類で、当該個人番号利用事務等実施者に対して当該書類を使用して提出する場合における当該書類 官公署又は個人番号利用事務等実施者が個人識別事項を印字した上で本人に交付又は送付した書類で、個人番号利用事務等実施者に対して、申告書又は申請書等と併せて提示又は提出する場合の当該書類
規則第2条第1項第6号	官公署又は個人番号利用事務等実施者から発行され、又は発給された書類その他 これに類する書類であって個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの（法第2条第5項に規定する個人番号（以下「個人番号」という。）	官公署又は個人番号利用事務等実施者が発行又は発給をした書類で個人番号及び個人識別事項の記載があるもの 自身の個人番号に相違ない旨の本人による申立書（提示時において作成した日から6か月以内のものに限る。） 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人

	の提供を行う者の個人番号及び個人識別事項の記載があるものに限る。)	番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令（平成 26 年総務省令第 85 号）第 32 条第 1 項の規定により還付された個人番号カード（以下「還付された個人番号カード」という。）
規則第 2 条第 3 項第 2 号	官公署又は個人番号利用事務等実施者から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であつて個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの	本人の写真の表示のない身分証明書等で、個人識別事項の記載があるもの（提示時において有効なものに限る。以下「写真なし身分証明書等」という。） 地方税若しくは国税の領収証書、納税証明書又は社会保険料若しくは公共料金の領収証書で領収日付の押印又は発行年月日及び個人識別事項の記載があるもの（提示時において領収日付又は発行年月日が 6 か月以内のものに限る。以下「地方税等の領収証書等」という。） 印鑑登録証明書、戸籍の附票の写しその他官公署から発行又は発給をされた本人の写真の表示のない書類（これらに類するものを含む。）で、個人識別事項の記載があるもの（提示時において有効なもの又は発行若しくは発給された日から 6 か月以内のものに限る。）

		以下「写真なし公的書類」という。） 地方税法に規定する特別徴収に係る納税義務者に交付する特別徴収の方法によって徴収する旨の通知書又は特別徴収票その他租税に関する法律又は地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例に基づいて個人番号利用事務等実施者が本人に対して交付した書類で個人識別事項の記載があるもの（以下「本人交付用税務書類」という。）
規則第2条第4項第5号	過去に法第16条の規定により本人確認の措置を講じた上で受理している申告書等に記載されている純損失の金額、雑損失の金額その他当該提供を行う者が当該提供に係る申告書等を作成するに当たって必要となる事項又は考慮すべき事情（以下「事項等」という。）であって財務大臣等が適当と認める事項等	修正申告書に記載された修正申告直前の課税標準額若しくは税額等又は更正の請求書に記載された更正の請求直前の課税標準額若しくは税額等その他これに類する事項

規 則 第 2 条 第 5 項	本人しか知り得ない 事項その他の個人番 号利用事務実施者が 適当と認める事項	個人番号利用事務等実施者により 各人別に付された番号、本人との 取引や給付等を行う場合において 使用している金融機関の口座番号 (本人名義に限る。)、証券番 号、直近の取引年月日等の取引固 有の情報等のうちの複数の事項
規 則 第 2 条 第 6 項	個人識別事項により 識別される特定の個 人と同一の者である ことが明らかである と個人番号利用事務 実施者が認める場合	雇用契約成立時等に本人であるこ この確認を行っている雇用関係そ の他これに準ずる関係にある者で あって、知覚すること等により、 個人番号の提供を行う者が令第 1 2 条第 1 項第 1 号に掲げる書類に 記載されている個人識別事項又は 規則第 2 条第 1 項各号に掲げる措 置により確認される個人識別事項 により識別される特定の個人と同 一の者であること (以下「個人番 号の提供を行う者が本人であるこ と」という。) が明らかな場合 所得税法に規定する控除対象配偶 者又は扶養親族その他の親族 (以 下「扶養親族等」という。) であ って、知覚すること等により、個 人番号の提供を行う者が本人であ ることが明らかな場合 過去に本人であることの確認を行 っている同一の者から継続して個 人番号の提供を受ける場合で、知

規則第 3条第 2号コ 前段	官公署若しくは個人 番号利用事務等実施 者から発行され、若 しくは発給された書 類その他これに類す る書類であって個人 番号利用事務実施者 が適当と認めるもの （当該提供を行う者 の個人番号及び個人 識別事項が記載され ているものに限る。）	覚すること等により、個人番号の 提供を行う者が本人であることが 明らかな場合
		個人番号カード
		還付された個人番号カード
		住民基本台帳法（昭和42年法律 第81号）第12条第1項に規定 する住民票の写し又は住民票記載 事項証明書（以下「住民票の写し 又は住民票記載事項証明書」とい う。）であって、氏名、出生の年 月日、男女の別、住所及び個人番 号が記載されたもの
		官公署又は個人番号利用事務等実 施者が発行又は発給をした書類で 個人番号及び個人識別事項の記載 があるもの
規則第 3条第 2号コ 後段	個人番号利用事務実 施者が適当と認める 方法	自身の個人番号に相違ない旨の本人 による申立書（提示時において 作成した日から6か月以内のもの に限る。）
		個人番号利用事務等実施者の使用 に係る電子計算機と個人番号の提 供を行う者の使用に係る電子計算 機とを電気通信回線で接続した電 子情報処理組織を使用して本人か ら提供を受ける方法（以下「個人 番号の提供を行う者の使用に係る 電子計算機による送信」とい

規 則 第 3 条 第 2 号ニ	個人番号利用事務実 施者が適当と認める 方法 う。) 地方税手続電子証明書（江東区特別区税に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する要綱（令和 2 年 4 月 1 日江区課第 8 5 5 号。以下「オンライン化要綱」という。）第 2 条第 1 項第 3 号に規定する電子証明書（規則第 3 条第 2 号ハに規定する、公的個人認証法第 3 条第 1 項に規定する署名用電子証明書を除く。）及び当該地方税手続電子証明書により確認される電子署名（江東区行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成 2 9 年 7 月 6 日規則第 4 4 号）第 2 条第 2 項第 1 号に規定する電子署名をいう。以下「電子署名」という。）が行われた当該提供に係る情報の送信を受けること（個人番号利用事務実施者が提供を受ける場合に限る。） 民間電子証明書（電子署名及び認証業務に関する法律（平成 1 2 年法律第 1 0 2 号。以下「電子署名法」という。）第 4 条第 1 項に規定する認定を受けた者が発行し、かつ、その認定に係る業務の用に供する電子証明書（個人識別事項
---------------------------------	---

		の記録のあるものに限る。）をいう。）及び当該民間電子証明書により確認される電子署名が行われた当該提供に係る情報の送信を受けること（個人番号関係事務実施者が提供を受ける場合に限る。） 個人番号カード、運転免許証、旅券その他官公署又は個人番号利用事務等実施者から本人に対し一に限り発行され、又は発給をされた書類その他これに類する書類であつて、個人識別事項の記載があるものの提示（提示時において有効なものに限る。）若しくはその写しの提出を受けること又は個人番号の提供を行う者の使用に係る電子計算機による送信を受けること 個人番号関係事務実施者が本人であることの確認を行った上で本人に対して一に限り発行する識別符号及び暗証符号等により認証する方法
規則第6条第1項第3号	官公署又は個人番号利用事務等実施者から本人に対し一に限り発行され、又は発給された書類その他の本人の代理人として個人番号の提供を	本人の署名及び押印並びに代理人の個人識別事項の記載及び押印があるもの（税理士法（昭和26年法律第237号）第2条第1項の事務を行う者から個人番号の提供を受ける場合を除く。） 個人番号カード、運転免許証、旅

	することを証明するものとして個人番号利用事務実施者が適当と認める書類	券その他官公署又は個人番号利用事務等実施者から本人に対し一に限り発行され、又は発給をされた書類その他これに類する書類であって、個人識別事項の記載があるもの（提示時において有効なものに限り、税理士法第 2 条第 1 項の事務を行う者から個人番号の提供を受ける場合を除く。）
規則第 7 条第 1 項第 2 号	官公署から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であって、令第 12 条第 3 項第 1 号に掲げる書類に記載された個人識別事項が記載され、かつ、写真の表示その他の当該書類に施された措置によって、当該書類の提示を行う者が当該個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であることを確認することができるものとして個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの	税理士証票
		写真付身分証明書等
		写真付公的書類
		個人番号利用事務等実施者が発行した書類であって識別符号又は暗証符号等による認証により当該書類に電磁的方法により記録された個人識別事項を認識できるもの（提示時において有効なものに限る。）

規 則 第 7 条 第 2 項	登記事項証明書その他の官公署から発行され、又は発給された書類及び現に個人番号の提供を行う者と当該法人との関係を証する書類その他これらに類する書類であって個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの（当該法人の商号又は名称及び本店又は主たる事務所の所在地の記載があるものに限る。）	登記事項証明書、印鑑登録証明書その他の官公署から発行又は発給をされた書類その他これに類する書類であって、当該法人の商号又は名称及び本店又は主たる事務所の所在地の記載があるもの（提示時において有効なもの又は発行若しくは発給をされた日から6か月以内のものに限る。以下「登記事項証明書等」という。）並びに社員証等、現に個人番号の提供を行う者と当該法人との関係を証する書類（以下「社員証等」という。）
		地方税等の領収証書等（当該法人の商号又は名称及び本店又は主たる事務所の所在地の記載があるもので、提示時において領収日付又は発行年月日が6か月以内のものに限る。以下「法人に係る地方税等の領収証書等」という。）及び社員証等
規 則 第 9 条 第 1 項 第 2 号	官公署又は個人番号利用事務等実施者から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であって個人番号利用事務実施者が適当と	写真なし身分証明書等
		地方税等の領収証書等
		写真なし公的書類 本人交付用税務書類

	認めるもの	
規 則 第 9 条 第 3 項	本人及び代理人しか 知り得ない事項その 他の個人番号利用事 務実施者が適当と認 める事項	本人と代理人の関係及び個人番号 利用事務等実施者により各人別に 付された番号、本人との取引や給 付等を行う場合において使用して いる金融機関の口座番号（本人名 義に限る。）、証券番号、直近の 取引年月日等の取引固有の情報等 のうちの複数の事項
規 則 第 9 条 第 4 項	令第 12 条第 3 項第 1 号に掲げる書類に 記載されている個人 識別事項により識別 される特定の個人と 同一の者であること が明らかであると個 人番号利用事務実施 者が認める場合	雇用契約成立時等に本人であるこ との確認を行っている雇用関係そ の他これに準ずる関係にある者で あって、知覚すること等により、 本人の代理人として個人番号を提 供する者が令第 12 条第 3 項第 1 号に掲げる書類に記載されている 個人識別事項により識別される特 定の個人と同一の者であること （以下「個人番号の提供を行う者 が本人の代理人であること」とい う。）が明らかな場合 扶養親族等であって、知覚するこ と等により、個人番号の提供を行 う者が本人の代理人であることが 明らかな場合 過去に本人であることの確認を行 っている同一の者から継続して個 人番号の提供を受ける場合で知覚 すること等により、個人番号の提

		供を行う者が本人の代理人であることが明らかな場合 代理人が法人であって、過去に個人番号利用事務等実施者に対し規則第7条第2項に定める書類の提示を行っていること等により、個人番号の提供を行う者が本人の代理人であることが明らかな場合
規則第9条第5項第6号	官公署又は個人番号利用事務等実施者から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であって個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの（本人の個人番号及び個人識別事項の記載があるものに限る。）	官公署又は個人番号利用事務等実施者が発行又は発給をした書類で個人番号及び個人識別事項の記載があるもの
		自身の個人番号に相違ない旨の本人による中立書（提示時において作成した日から6か月以内のものに限る。）
		還付された個人番号カード
規則第10条第1号	本人及び代理人の個人識別事項並びに本人の代理人として個人番号の提供を行うことを証明する情報の送信を受けること その他の個人番号利用事務実施者が適当と認める方法	本人及び代理人の個人識別事項並びに本人の代理人として個人番号の提供を行うことを証明する情報の送信を受けること
		オンライン化要綱第5条第3項の規定に基づき本人に通知した識別符号を入力して、当該提供に係る情報の送信を受けること

規 則 第 1 0 条 第 2 号	代理人に係る署名用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成 1 4 年法律第 1 5 3 号。以下「公的個人認証法」という。）第 3 条第 1 項に規定する署名用電子証明書をいう。）及び当該署名用電子証明書により確認される電子署名が行われた当該提供に係る情報の送信を受けることその他の個人番号利用事務実施者が適当と認める方法	代理人に係る署名用電子証明書及び当該署名用電子証明書により確認される電子署名が行われた当該提供に係る情報の送信を受けること（公的個人認証法第 1 7 条第 4 項に規定する署名検証者又は同条第 5 項に規定する署名確認者が個人番号の提供を受ける場合に限る。）
		代理人に係る地方税手続電子証明書及び当該地方税手続電子証明書により確認される電子署名が行われた当該提供に係る情報の送信を受けること（個人番号利用事務実施者が提供を受ける場合に限る。）
		代理人に係る民間電子証明書及び当該民間電子証明書により確認される電子署名が行われた当該提供に係る情報の送信を受けること（個人番号関係事務実施者が提供を受ける場合に限る。）
		代理人が法人である場合には、商業登記法（昭和 3 8 年法律第 1 2 5 号）第 1 2 条の 2 第 1 項及び第 3 項の規定に基づき登記官が作成した電子証明書並びに当該電子証明書により確認される電子署名が行われた当該提供に係る情報の送

	信を受けること（個人番号関係事務実施者が提供を受ける場合に限る。）
	個人番号関係事務実施者が本人であることの確認を行った上で代理人に対して一に限り発行する識別符号及び暗証符号等により認証する方法
	個人番号カード、運転免許証、旅券その他官公署又は個人番号利用事務等実施者から代理人に対し一に限り発行され、又は発給をされた書類その他これに類する書類であつて、個人識別事項の記載があるものの提示（提示時において有効なものに限る。）若しくはその写しの提出を受けること又は個人番号の提供を行う者の使用に係る電子計算機による送信を受けること
	本人の代理人（当該代理人が法人の場合に限る。）の社員等から個人番号の提供を受ける場合には、登記事項証明書等及び社員証等の提示を受けること若しくはその写しの提出を受けること又は個人番号関係事務実施者の使用に係る電子計算機と個人番号の提供を行う

者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して提供を受けること（登記事項証明書等については、過去に当該法人から当該書類の提示等を受けている場合には、当該書類の提示等に代えて過去において提示等を受けた書類等を確認する方法によることができる。）

本人の代理人（当該代理人が法人の場合に限る。）の社員等から個人番号の提供を受ける場合には、法人に係る地方税等の領収証書等及び社員証等の提示を受けること若しくはその写しの提出を受けること又は個人番号関係事務実施者の使用に係る電子計算機と個人番号の提供を行う者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して提供を受けること（法人に係る地方税等の領収証書等については、過去に当該法人から当該書類の提示等を受けている場合には、当該書類の提示等に代えて過去において提示等を受けた書類等を確認する方法によることができる。）

本人の代理人（当該代理人が税理士法第48条の2に規定する税理士法人又は同法第51条第3項の規定により通知している弁護士法人（以下「税理士法人等」という。）の場合に限る。）に所属する税理士又は同法第51条第1項の規定により通知している弁護士（以下「税理士等」という。）から個人番号の提供を受ける場合には、当該税理士等に係る署名用電子証明書及び当該署名用電子証明書により確認される電子署名が行われた当該提供に係る情報を、オンライン化要綱第5条第3項の規定に基づき当該代理人又は当該税理士等に通知した識別符号及び暗証符号を入力して送信を受ける方法（同法第2条第1項の事務に関し提供を受ける場合に限る。）

本人の代理人（当該代理人が税理士法人等の場合に限る。）に所属する税理士等から個人番号の提供を受ける場合には、当該税理士等に係る地方税手続電子証明書及び当該地方税手続電子証明書により確認される電子署名が行われた当該提供に係る情報を、オンライン化要綱第5条第3項の規定に基づ

		き当該代理人又は当該税理士等に通知した識別符号及び暗証符号を人力して送信を受ける方法（同法第 2 条第 1 項の事務に関し提供を受ける場合に限る。）
規則第 10 条 第 3 号 に前段	官公署若しくは個人番号利用事務等実施者から発行され、若しくは発給された書類その他これに類する書類であって個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの（本人の個人番号及び個人識別事項の記載があるものに限る。）	本人の個人番号カード
		本人の還付された個人番号カード
		本人の住民票の写し又は住民票記載事項証明書であって、氏名、出生の年月日、男女の別、住所及び個人番号が記載されたもの
		官公署又は個人番号利用事務等実施者が発行又は発給をした書類で、本人の個人番号及び個人識別事項の記載があるもの
規則第 10 条 第 3 号 に後段	個人番号利用事務実施者が適当と認める方法	本人が記載した自身の個人番号に相違ない旨の本人による申立書（提示時において作成した日から 6 か月以内のものに限る。）
		個人番号の提供を行う者の使用に係る電子計算機による送信を受けること

江東区長 山 崎 孝 明
記

◎江東区告示第 359 号

令和 2 年 1 月 21 日、江東区議会の議決を経た、令和 2 年度補正予算を地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 219 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和 2 年 1 月 21 日

1 令和 2 年度江東区一般会計補正予算（第 7 号）

令和2年度江東区一般会計補正予算（第7号）

令和2年度江東区一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ287,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ282,601,000千円と定める。

2 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表歳入歳出予算補正」による。

別表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
14	国 庫 支 出 金	93,699,886	287,000	93,986,886
	2 国 庫 補 助 金	58,818,769	287,000	59,105,769
	歳 入 合 計	282,314,000	287,000	282,601,000

歳出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
3	民 生 費	105,047,013	287,000	105,334,013
	3 児 童 福 祉 費	58,167,696	287,000	58,454,696
	歳 出 合 計	282,314,000	287,000	282,601,000

◎江東区告示第 3 6 3 号

住民基本台帳法（昭和 4 2 年法律第 8 1 号）第 3 4 条の規定による実態調査の結果、居住の事実が認められず、職権により住民票を消除した別紙のものについては、職権消除記載等通知を送付する住所及び居所が明らかでないため、送付不能につき住民基本台帳法施行令（昭和 4 2 年政令第 2 9 2 号）第 1 2 条第 4 項の規定に基づき告示する。

令和 2 年 1 2 月 2 3 日

江東区長 山 崎 孝 明

〔別紙省略〕

告 示 （ 教 ）

◎江東区教育委員会告示第26号

下記により、令和2年第12回江東区教育委員会定例会を招集する。

令和2年12月22日

江東区教育委員会

教育長 本多 健一朗

記

- 1 日時 令和2年12月25日（金）
午前10時
- 2 場所 教科書センター（江東区教育センター内）

3 議題

日程第1 議案第55号 江東区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

日程第2 議案第56号 江東区立幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

日程第3 議案第57号 江東区立幼稚園教育職員の旅費支給規程の一部改正

日程第4 議案第58号 江東区立学校職員服務取扱規程の一部改正

日程第5 議案第59号 江東区立学校職員出勤簿整理規程の全部改正

日程第6 議案第60号 江東区立学校職員の職務に専念する義務の免除に関する事務取扱規程の一部改正

日程第7 議案第61号 江東区立学校

の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

日程第8 議案第62号 江東区文化財の指定解除

4 報告事項

- (1) 新型コロナウイルス感染症の対応について ほか

5 協議事項

- (1) 江東区立学校感染症予防ガイドラインについて

告 示 (選)

同章第 4 節を同章第 3 節とする。

第 2 5 章中第 1 2 2 条を第 1 1 8 条とする。

別記第 1 号様式を次のように改める。

◎江東区選挙管理委員会告示第 7 号

江東区選挙執行規程（平成 1 9 年 1 月江東区選挙管理委員会告示第 3 号）の一部を次のように改正する。

令和 2 年 1 2 月 2 2 日

江東区選挙管理委員会

目次中

「第 2 4 章 その他の選挙及び投票
第 1 節 海区漁業調整委員会委員選挙（第 1 1 3 条—第 1 1 5 条）
第 2 節 解散、解職の請求
第 1 款 地方自治法による解散及び解職の投票（第 1 1 6 条—第 1 1 8 条）
第 2 款 海区漁業調整委員会委員の解職の投票（第 1 1 9 条）
第 3 節 住民投票（第 1 2 0 条）
第 4 節 最高裁判所裁判官国民審査（第 1 2 1 条）
第 2 5 章 補則（第 1 2 2 条）」

を

「第 2 4 章 その他の選挙及び投票
第 1 節 地方自治法による解散及び解職の投票（第 1 1 3 条—第 1 1 5 条）
第 2 節 住民投票（第 1 1 6 条）
第 3 節 最高裁判所裁判官国民審査（第 1 1 7 条）
第 2 5 章 補則（第 1 1 8 条）」

に改める。

第 4 条を次のように改める。

（公印の名称、寸法、ひな形等）

第 4 条 公印の名称、番号、書体、寸法、用途、管守者及びひな形は、別記第 1 号様式による。

第 2 4 章第 1 節を削る。

第 2 4 章第 2 節第 1 款中第 1 1 6 条を第 1 1 3 条とし、第 1 1 7 条を第 1 1 4 条とし、第 1 1 8 条を第 1 1 5 条とする。

第 2 4 章第 2 節第 2 款中第 1 1 9 条を削る。

第 2 4 章第 2 節第 1 款及び第 2 款の款名を削り、同節の節名を次のように改め、同節を同章第 1 節とする。

第 1 節 地方自治法による解散及び解職の投票

第 2 4 章第 3 節中第 1 2 0 条を第 1 1 6 条とし、同章第 3 節を同章第 2 節とする。

第 2 4 章第 4 節中第 1 2 1 条を第 1 1 7 条とし、

別記第1号様式（第4条関係）

(1)

名称	番号	書体	寸法	用途	管守者
選挙長印	1	てん 書	方 2 1 ミリメー トル	一般文書	選挙管理 委員会事 務局長
選挙長職務代理人印	2	同	同	同	同
開票区開票管理者印	3	同	同	同	同
開票区開票管理者職 務代理人印	4	同	同	同	同

(2)

1	2	3	4
之 選 印 長	者 職 之 務 印 代 理 長	者 区 之 開 印 票 管 理 江東区開票	者 者 之 職 印 務 代 理 区 開 票 管 理 江東区開票

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

区 議 会

◎区議会議決事項 (令和 2 年第 4 回定例会)

1 1 月 2 6 日から開会した令和 2 年第 4 回江東区議会定例会において、別記の事項を議決した。

1 議案 (区長提出)

議案第 1 1 0 号 令和 2 年度江東区一般会計補正予算 (第 6 号)

議案第 1 1 1 号 地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

議案第 1 1 2 号 江東区児童館条例の一部を改正する条例

議案第 1 1 3 号 江東区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

議案第 1 1 4 号 江東区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

議案第 1 1 5 号 江東区自転車の放置防止及び自転車駐車場の整備に関する条例の一部を改正する条例

議案第 1 1 6 号 江東区指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

(以上 1 2 月 1 5 日原案可決)

議案第 1 2 0 号 令和 2 年度江東区一般会計補正予算 (第 7 号)

(以上 1 2 月 2 1 日原案可決)

2 議案 (議員提出)

議員提出議案第 9 号 不妊治療への保険適用の拡大を求める意見書

議員提出議案第 1 0 号 住まいと暮らしの安心を確保する居住支援の強化を求める意見書

議員提出議案第 1 1 号 犯罪被害者支援の充実を求める意見書

議員提出議案第 1 2 号 東京 2 0 2 0 オリンピック・パラリンピック競技大会の開催と成功に関する決議

(以上 1 2 月 1 5 日原案可決)

3 請願・陳情

2 陳情第 5 3 号 医療的ケアの必要な障害者の短期入所施設の整備・拡充と利用相談の充実を求める陳情

(以上 1 2 月 1 5 日採択)

2 陳情第 5 1 号 江東区施設使用料の値上げ中止を求める陳情

2 陳情第 5 5 号 江東区の施設使用料の値下げを求める陳情

2 陳情第 5 6 号 江東区施設使用料の値下げを求める陳情

2 陳情第 5 9 号 江東区の公共施設使用料の 2 0 2 1 年 4 月からの 2 割値上げに対し、元の使用料に戻すことを求める陳情

2 陳情第 6 0 号 江東区の全公共施設使用料を 2 0 2 1 年 4 月から、2 割値上げ前の料金に引き下げることを求める陳情

2 陳情第 6 1 号 施設使用料値下げに関する陳情

(以上 1 2 月 1 5 日不採択)